

三四〇

上頗佳、過市盡有橋、行少焉、有瀨波川、舟濟之、過猿澤宿、鹽町、波川以北雪猶深矣、愈行愈深、至鹽川則四尺許、鹽町有米澤侯陣屋、猿坂、(深ナラノ)鹽町地方皆米澤假管、凡二萬石、是日行程十一里、夜雪、至曉不暫止、積尺餘、

念日、雪、發驛至大隅、大雪道梗、不有行踪、漫不可行、待人行、久之而遂無一人過者、因雇一夫至葡萄驛、中間初逢五六人結伴而來者、自是稍々有三人行、過驛則山谷險阻、凡三舛降至大澤、此間雪最深處凡五六尺、是爲葡萄山、土人特稱其險、經中村、田中出海濱、有一小村、謂碁石、下山漸々雪淺、至此絕無、所降亦雨耳、沿海至大川宿焉、○次ノ日ヨリ二十

(参考) 諸文に見はれたる江幡關係殘篇

(假題)

(江幡五郎) 東上日記 分、十二行書キ、本紙二十三枚、外ニ末紙二三枚アル小帳ト、但シ松陰ノ東北遊日記ハ五郎ノ舅ヲ粟野木工右衛門トシ、ソノ家ヲ石巻トナス、然ルニ本行ノ發足セシ家ヲ牧山ノ油井某ト記ス、但シ牧山ハソノ河東僅ニ一里ノ距離ナル海門村、今石巻市ニ入ル所ナリ、蓋シ油井某ハ五郎ト懇交ノモノナラン、ナホ五郎ノ僚ハ川田剛撰ノ墓碑銘ノ外、五郎ノ著作數種、殊ニソノ憂國餘話旅ノ苞、及ビ那珂家記録ナトニ参考シテ知ルベシ、

(安政二年)
六月初三。未刻發_ニ牧山○雄鹿郡、油井翁家、路過_ニ額田李範。々々不_レ在。其門人佐藤文敬。我黒澤尻○_郡和賀人也。相與歡晤。暮時李範與_ニ虎岩道健_一與至。設酒託以_下涌谷○_{桃生郡、(以下)}館主伊達安藝召_ニ赤松寸雲_一事_上○又酒間誠_ニ文敬_一勉勵就_レ事賦詩二首以與。而道健亦近赴_ニ松前○_{後子}館人。仍書_ニ其盡卷_一曰。瘴雨蠻烟數百程。青囊携向_ニ此中_一行。朝庭時事真如_レ是。今日誰成_ニ醫國名。夜半就_レ寢。
李範妻本內海文興姪。故親如_ニ故人。
良治への手簡寸
雲に託す、
道健妻叔父曰ニ
國分武治一々々々
與_レ余有_レ舊託_レ
妻好語、

四日。與三李範及其妻弟一過道健。午後又過寸雲。傳以二浦谷侯囑。時大雨。
暮時上二觀水樓。夜會津人某來被レ酒。囁々耳語可レ厭。樓有二小娘阿澤。頗敏麗。
夜雨聲中一醉就レ寢。

五日。雨未レ罷。午前全晴。主人乞レ書。固辭不レ肯。因賦ニ一詩ニ曰。石瀨淙々碎
レ月流。煙籠遠樹。夜山幽。當時意氣今安在。三年兩上觀水樓。々當官道。高
百尺。欄下長橋人絡繹。白旄紅幟風蕭々。分明可レ指何州客。我有二大恥。雪無
レ因。變レ形改レ姓。走ニ風塵。千金不レ用。結ニ壯士。懷中七首出レ礪新。是樓時我博
浪沙。故託ニ聲伎ニ檀ニ豪奢。酒影夜搖杯中月。繡簾雨冷起看レ花。今日家國兩無
事。回頭却灑千行淚。少女不知我心改。慙指ニ江山。猶勸レ醉。主人本好事。

而余嘗與山本文忠及李範上此樓時。文忠被酒脫劍頑狂不可當。比隣盡來省。余不得已縛文忠。從是樓主敬愛余異他。去年亦爲主愛菊題一聯曰。不競桃李五柳長醉。不屑風霜三閼獨醒。酒間日將沒。乃赴混湯夜間。理右衛門來。

六日。訪越川伊之吉於小泉郡松原。伊之吉近被禁住仙臺及石卷者。是日暑如燬。發觀水樓歷長町。小野田等驛渡名取川歷花町。々賣蕃椒。土町、花町、岩沼、增田、花町、岩沼。余亦一憇購之。過館腰祠前。時有肩槍過者。訪知石川駿河齋。問以齋藤數江事。渠怪余或爲擊劍生。或爲歌人。余不敢語。過岩沼驛。有蓬田屋者。一憇買醉午睡。及申時醒過藤葉渡。舟師以余久在石卷。問以亞墨人事。乃出舟渡至荒濱。一里半歷有止。往早川弓町。至石間明神。時路上泥濘欲避誤脫腰間書袋於泥中。因過石間明神買真火酒。店翁頗解事語以故事。是僧能因自岩沼來所住。此之所也。其小歌曰。思あつて今日聞初し浪合の清水流て幾世へぬらん。是間紅花満畦。々間種以油。女子多紅裙。石間明神梁藤成陰。涼風襲肌。距亘理僅三里。店主語以馬場利源太好旅店。往拒不聽。奔走之際夜已深。遂宿驛長家。夜無衾。

翁名伊八

五二分土用入。
未至新地。有是本相馬侯。設塞處。伊達成實政宗攻拔之。成實陣處。日之谷地。小屋數與日之谷地。相對距僅一里許。村童多帶小刀。意亦土著。仙臺公族。往々多士以土著故也。今日暑甚。一步一憇。歷山下。至坂本。一睡自新地。至駒峯。仙臺置關。々外數步入松林。是爲相馬侯封内。前後顧望盡種松杉及雜樹。農多商少。至中村。無一酒店。中村街市整々小繁華也。宿川又屋。夜聞街上賣哥者。一寢買按摩。令々語以舊事。相馬之政改因故名大夫池田。右工門。草野半右工門二人。夜蚤多。轉展難成眠。

八日。大霧至城南。小川北岸皆酒樓。有望春等之店。紅樓紛壁映清波。激灑士人多大髻。浮華之氣勝仙臺。但衣服不美耳。歷長渡嶺。至鹿島驛。々小聚落。午時至原町。々南有山。草木不生。是捕馬祭時觀者之所。蹠踩云。聞之伊達川股旅人。他邦必每橋一川。輒征數錢。獨相馬則不然。自中村至原町。曰四里半。而實遐千五里。土人云。町勝他邦。原町有士廿八人。其祿自百石至七八石。一畝三百六十步。夜宿中野屋。屋妓自伊達川股至。此日余患霍亂。頗懊惱。

九日。病未癒。強發。時過未刻。憇山岳。路傍植雜木築堤。以防野馬之躡踩。馬至處千百成群。端山岳有闕。二家守之。余看以爲農。後聞之。即

士人也。主人本產於我國。而老婆則庄内。叩之我邦人來者數千人。大堀_陶處、最多。其他但馬、丹後及加賀、越後特多云。過_ニ小高_宿_ニ浪江驛。此際松檜成_レ林涼風襲_レ衣。浪江驛今日設_ニ猿劇。旅店惡漢等圍坐。縱飲呶々之聲攬_ニ人思。十日。微陰有_レ風。早起結束。一老翁自稱_ニ播磨。是亦來爲_レ農者。憇_ニ長塚驛。々西遙青爲_ニ三春山。兩岸皆涼傘樹。至_ニ熊野村。々口有_ニ一山。分_ニ明城墟空濠。歷々可_レ數。熊野爲_ニ棚倉。相馬分堺之處。路上見_ニ一僧被_レ縛。店主曰。是盜也。尸位素食猶且可_レ惡。況盜乎。是日捕盜手皆集_ニ店上。有_ニ一白髮翁_レ頗鑠鏽。以_ニ余帶_ニ長劍。認以爲_ニ擊劍生。自說年廿五時與_レ人鬪。被_レ刀三處。出_ニ其痕_レ以示。富岡吉野屋者頗快闊可_レ悅。遂設_レ酒一酌。午時與_ニ白髮翁_レ伴。右折行_ニ野草中。一里余至_ニ手岡_レ喫_ニ午飯。手岡自_ニ富岡_レ赴_ニ三春_レ官道也。翁子有督者頗頑與_ニ翁_レ嘴々拒_レ余。不得_レ已又行_ニ草茅間_ニ一里余。雨驟至涼爽。及_ニ富岡驛。々頗矮俠。土妓面如_ニ陰鬼。自_ニ富岡驛過_ニ太田。是爲_ニ下總多古侯封內。是際城墟三處在_ニ下郡者曰_ニ新庄。余不知_レ名。又憇_ニ井手。以_ニ日暮路遠_レ惶忙闌遺_ニ烟管。初予出_ニ石港_ニ時。家人爲_レ余別設_ニ烟管。因得_レ不_レ困。回頭北望悵然。夜雨客思益動。自_ニ相馬_ニ抵_レ茲多_ニ曠原。而相馬則野際農家稀疎。林樹蔚蔚。岩城則一目。草茅其勤。

謡樂八三郎、

廣野村_ニ里有_ニ高倉城墟_ニ、又岩城公族猪狩筑_ニ後守所_ニ居_ニ、_ニ有_ニ國造郡_ニ、_ニ有_ニ國造與_ニ須賀_ニ表裡_ニ、

戸田新町_ニとて中海道_ニ出_ニる穴道_ニなり_ニ、

(有_ニ脫力_ニ如_ニ此辛苦_ニ也、)

十一日。過_ニ太田城。墟濠爲_レ田。是岩城公族植葉太郎所_ニ居。永祿天正爲_ニ伊達政宗所_ニ滅。數里至_ニ廣野_ニ拜_ニ八幡祠。々極古爲_ニ源義家所_ニ建云。祠前建_ニ縣令島田帶刀生碣。聞_レ之帶刀在_ニ桑折_ニ。仁聲籍甚。其所_ニ管之村盡感喜建_ニ生碑。自_ニ廣野_ニ數_ニ丁海岸砂石尺進寸退。潮激_レ石而波洒_レ衣。一里而右折取_ニ捷徑。日光射_ニ草面如_ニ燐。余再感暑懊惱特甚。強_レ之至_ニ久之濱。飲飯去至_ニ四倉。途中見_ニ醫家晒_ニ書藥。就乞_ニ藥。醫甚貪婪。憶_ニ肥後永鳥三平嘗爲_レ醫欺。出_ニ門啞然。此間亦行_ニ白沙中。自_ニ四倉驛_ニ南右折步_ニ田畔間_ニ。歷_ニ戸田、玉山、山田、藥王寺、柳生諸村。是爲_ニ牧野侯封內。三萬武_ニ。去年一歲々貢之餘課_ニ金五度。石高割三回入部黑_(墨カ)利加に付一度_ニ四千兩_ニ百石_ニ。千石_ニ付三兩貳分_ニ。民苦_ニ其苛政。其官舍所_ニ在日_ニ神谷_ニ士五十家。代官三人其他秋に至り一人は來り年貢を改、一人は來稻を改、一人は麥を種をせむるの類也。自_ニ柳生_ニ左折越_ニ一嶺。是爲_ニ本道。余則歷_ニ間道_ニ。嶺峻澗深。嶺爲_ニ道茂貫。澗爲_ニ錢龜澤。日暮至_ニ西小川村。是爲_ニ棚倉侯封内。自_ニ山峽_ニ行_ニ狭路。大石磊砢_ニ躋_レ足。欲_レ斃數次。此間草茅丈餘。一步艱_ニ於

奸間より須賀川邊へ出る道あり。關村より小名濱に分る。湯本にて小田部原にて、擊刺せしなきく。

一步。而月照草上而不照足下。草鞋盡敵。左折至赤井嶽。深樹間路昏黒不人辨。渡渕越嶺極辛酸矣。燧石亦不生火。初更達岳上。飲飯始生人色。是間辛苦、不可言。午夜看所謂龍燈者。一犬吠虛萬犬盡然。海上潮生光耳。觀者眼中生花耳。鷄鳴就寢。寺係大同年中所建。

十二日。晨望烟霧中。松杉如針。當岳東南者爲平。々東爲小名濱。北則相馬而南爲牧方。目迎目送使二人不暇。昨夜至寺。々僧博飲後挑婦人詣佛者。其放縱如此。故飯時已過已矣。去下坂々路崎嶇如昨。過好間村。又歷山路數里。暑已如燬。而昨疵足一步一憩流汗如水。至湯本^{五六十人のよし}浴溫泉。足益痛身益困。過關村是爲內藤侯封内。千石地、自關村半里曰湯長谷。即內藤侯治下。館在岡上僅五六十家。投宿新田。○今石城郡渡邊村小字新田、但シヨノ地、南要ノ一嶺ヲ下レバ植田ニ至ル。日未^{正月二十三日條}

昏。憶與子義。鼎嘗宿此驛。余憤鼎三戲劇。夜竊取二人刀藏之衾中。夜主人以余爲擊劍生。談話人耳。是日暑尤烈。見馬夫霍亂倒路上。余爲之悚然。トコノ日及ビ翌日條、松陰ノ東北遊日記嘉永五年正月二十三日條

十三日。暑益烈。赴一山。々路石多足又痛。歷植田驛。々有中根善左衛門^(奥ナラ)驛^{當時植田村}者。寸雲松嘗稱其好事。余因欲一訪。但其家職在遞置。茲日認^(越)

此日逢嫁者。此際始爲水戸。松岡附。赤濱有赤水壇。其慌忙。故不訪而去。過鮫川。々源發干上遠野。^(鮫川村)一憩荒街過關田。自名古曾關下步海沙中。過洞門三處。至^(平ナラン)牧方地。海水成灣。々上板架橋。酒樓妓館相接。余嘗與鼎三憩此。因爲熟路。誤失官道。又過一洞門。達大津濱。距今三十二年英吉利軍艦四隻到此云。從大津又步海沙中至磯原村。々有源四郎^{野口家譜ニテハ玄主トナス}者。嘗與子義等投宿處。憶起往事。不堪悵然。遂迂路宿手綱。皆當時所沿之道。暮時海風吹衣稍涼。夜訪阿久津彦五郎。歡晤。

十四日。晏起。阿久津氏來訪。相携過其家。酒間見其所著防海策。午後訪落合太郎左衛門。揮寫數紙。其園池擬松島桂嶼。涼爽侵肌。醫北村見龍來。其父我邦人。而見龍亦從幼從宮杜美庵。實內城保族也。暮時阿久津氏歸。余獨留焉。夜山形勇治郎來。能知常野舊事。松村純助嘗在此家。奸二人婦奪金去。余識純助於仙臺。未知有如此之大惡也。聞之愕然。

十五日。見龍携鰻魚來一酌。午前與見龍又過阿久津氏。酒後揮寫數紙。遂與阿久津氏及金澤衆之助至高萩驛。々有鄉士二十八家。金澤亦其一也。其他坂下、大田、磯原等之地頗多云。手綱者中山後守封内也。手綱本手綱^(備脱カ)所築。

うまの阿良川より手綱領。手綱稱龍子山。有爲レ姓者、豊田は坂の上の里。正子上深哉。

其東北有三御塚。相傳手綱城主大塚掃部介。奉_ニ後醍醐帝皇孫_一來爲_ニ己嗣_一。欲_レ唱_レ義不_レ能而死。乃其所_レ葬云。至_ニ金澤氏_一酒間揮_ニ寫數卷_一。夜對_レ月主客共醉。

阿久津歸而余獨留宿。主人本出_ニ於小野崎氏_一。而小野崎氏亦我同族也。

十六日。讀_ニ常陸國史_一(誌ナラン)不_レ覺移_レ時。主人又設_レ酒。發時已及_レ午矣。過_ニ安良川_一伊、川尻_一、小木津_一、田尻_一、介川_一。々々爲_ニ山邊_一主_レ水。松間樓櫓分明。是前中納言

卿之所_レ建也。卿治_レ國以_ニ均田。土著學校_一。而是其土著之初也。從_ニ介助_一至_ニ油繩子村_一。村有_ニ管穀家_一。農民不_レ得_ニ其券_一。則不_レ能_ニ私鬻_ニ云。是日股間又腐爛。

加以_ニ昨夜就眠太遲之故_一。身頗困迫。不得_レ已宿_ニ下孫驛_一。々樓有_ニ藤田東湖所書之五古一篇。終日微陰。入_レ夜小雨。

十七日。未_レ起驛樓頗喧雜。欹_レ枕聞_レ之。隣樓有_ニ捕_ニ奸夫_一者_一。故喧雜。既而發_レ歷_ニ大沿_一、守山_一、大和田等驛_一。憩_ニ松間一店_一。一士人先在焉。自稱_ニ大窪修理之輔_一。說_レ詩說_レ歌彌々不_レ已。遂語以_ニ加倉井淡路不_レ善_ニ視津輕人_一。淡路以_レ詩著_ニ於一國_一。而其所爲如_レ此。果然則可_レ惡之甚矣。越_ニ佐和驛_一。自_ニ田彦_一右折渡_ニ翠柳渡_一。是我祖江戶但馬守拒_ニ佐竹義宣_ニ處也。往訪_ニ永井雅助_一(政)於民小路_一。雅助既已遷_レ宅。彼問_レ。莫_ニ知_レ之者_一。乃宿_ニ逆旅_一。是亦嘗與_ニ子義等_一同投宿處也。回頭大

此際始見_ニ棕櫚

息。是日晴雨無_レ常。夜託_ニ逆旅主人_一始審_ニ雅助家_一。

十八日。訪_ニ雅助於下谷_一。其弟伊之助疾病。加之市屋矮陋無_ニ地容_ニ膝_一。歡晤之際置_レ酒談_ニ時事_一。芳之助以_レ侍_一病不_レ能_ニ來話_一。暮時自_ニ永井氏_一直訪_ニ豐田彦二郎於新屋敷_一。其友茅根伊之助亦在_レ座酣暢。伊豫之助已歸。余說以_ニ國事_一託_レ之。夜大雨。々中歸寢_ニ旅店_一。長嘯三千歲。洞察五大洲、草堂唯有_レ酒_一。不_レ問幄中籌。十九日。訪_ニ長州人赤川淡水於原甚藏宅_一。淡水已遷_ニ內藤彌太夫家塾_一。往訪_レ之。肥前佐賀人木原義四郎及筑後久留米人本庄榮三郎在_レ座。遂携_ニ淡水_一歸_ニ旅店_一。一醉談_レ舊。初審_ニ子義情狀_一。夜木原_一。本庄二子與_ニ會津人高橋誠三郎_一。相馬人村田省_一。共至談。過_ニ午夜_一終雨。

廿日。衝_レ雨與_ニ淡水_一同訪_ニ彦二郎_一。酒半木原_一。本庄二子至_レ。激談暢飲。終相携過_ニ内藤彌太夫_一。欲_ニ共泛_ニ舟於那珂川_一。彌太夫強應_レ之。乃又過_ニ青山良太郎_一與_ニ清三郎等_一。欲_ニ渡_ニ翠柳渡_一。路上水深尺餘。揭而至_ニ渡口_一。濁浪侵_レ岸。彦二郎周旋倩_レ舟渡_ニ之。彌太夫不_ニ敢從_ニ之。彦二郎按_レ刀、叱咤罵_レ之。終飲_ニ於小川修理家_一。暮時歸寢_ニ旅店_一。

廿一日。治裝上_レ途。與_ニ淡水_一、木原_一、本庄_一過_ニ雅介_一(→)。々々弟病益劇。雅介送_レ余

赤石愛太郎、

自千波湖中過車丹波墓。華標上存與子義等遊時舊題名不堪悽然。暮前與木原、本庄別伴淡水。雅助訪川崎六郎。々々家出於大掾清幹。去年

聞武田彦九郎事。雅介以野中清水及旅の菴二卷、貸^ニ。又從^ニ。

而奸臣等害之。終使孝子屠腹於牛宿驛北一里。雅介欲使余盡其情狀。故過之。六郎不在。其妻爲余說之。奸臣之可惡。忠士之可好。不堪流涕悲憤。乃再伴雅助欲歸。訪桑原。路過臺街淨土寺拜祖宗木位。又從^ニ。

雅介過吉田祠官^(宮ナラ)。雅介懇禱之狀動人。歸至千波湖上。則日已暮矣。以入

夜不訪桑原、淡水。又携吉成某至。一醉就寢。

廿二日。曉訪桑原。々々已登城。追之於路上。約暮時訪之。歸途訪淡水。々々等遊中湊不^レ在。歸午睡。々醒一生自江都來。訪之。則藤田東湖之門。而名曰平山政平。見東湖詩歌數番及伊豫之介詩。暮時訪桑原。託以國事。午夜歸就寢。

廿三日。訪淡水借金一方半。償旅店債。時一關藩士善槍者來在旅店。自稱今井純二郎。本會津志賀氏之門也。因託鄉書論以槍法。渠又話余森文允事。未刻發水戶過川崎六郎家。二里宿某驛。

讀子義幽囚錄

廿四日。^(マ)至府中買午饭。府中水清酒烈。自府中歷驛至土浦。是爲土屋侯治下。城門新麗。城帶湖襟。繁華不減中街道宇都宮。但市井較小。不置妓樓耳。夜半雨。士千百家。多矮小。女兒皆都風。

廿五日。訪長島二左衛翁^(門取力)於外西街。翁婦病。死在旦夕。而翁年七十五。外溫而內勇。留余論律度量衡之事極詳。併聞高山彦九郎素親其人。問之則流涕談其爲人。讀其所著聞其所說終日。余素不知數術。未得其要領。夜歸寢旅店。是日小雨。

廿六日。再往訪之。午時發土浦渡櫻川。水長四寸云。歷中村。荒川等驛至牛宿。是爲山口侯封内。士僅七八家。昨候上都。驛樓寂寞。渡牛宿湖歷驛宿。取手。々々北有一城墟。頗要害之地。未知何人所築。是日曉雨。午初晴。

廿七日。渡利根川。々因前日雨怒浪浸岸浩々無際。歷半里程。渡舟達青山驛。雨甚。路泥滑。々至我孫子驛。自驛至小金驛。原野渺々野馬稀少。不似相馬原町之多。至松戸妓館酒樓盡成都風。渡一川。々堤決潰堤下無人住者。雨益劇。過新宿渡數町。買小舟溯溝渠達小梅。暮前訪內

訪村上寬齋舊宅。已遷居不詳。其所^ニ。

海文興於新白銀街。以雨故不果。訪鳥山氏。

廿八日。雨未已。至昌平覺。訪石州人堀確三。々嘗與余同在藝州坂井氏家塾者。確三見余驚喜。終與備後人杉原幾三同醉於下谷泉樓。幾三亦同在坂井氏者。歸訪山本安達於白銀街。安達仙臺人。而其塾生長田文叔父使余傳言於師弟也。至未刻雨初晴。

廿九日。欲訪鳥山氏文興說。以不在家乃已。幾三來。聞其同藩士山岡八十郎憤勢州待洋夷不得宜。以死敢諫。爲之流涕。午前訪仙臺人小田部薔於深川。歸路過長州邸。致淡水書於子義。親屬久保清太郎。欲借子義所著幽囚錄。清太郎不在。暮時歸文興家。

卅日。訪新三郎表四番街。○今ノ麴町區溝口又十郎邸内。○是レヨリ先松陰、安政元年田踏海ヲ帮助シタリトテ、鳥山新三郎ヲソノ主溝口氏ニ預ケテ押込ミトシタレバ、當時同邸内ニ拘囚中ナリ。始審子義之悲憤。鼎三之慷慨。三

平之跌宕。良三之懇切。彌之助之遊蕩。寛齋之激直。禎三之虛喝。捨三之憤怒。節齋先生之嘆息。澁木之可感。或泣。或怒。或恥。或笑。歡晤過半日。余奔走之際。屢失機會。脫賊於途上。而責賊之事千里傳聞。不涉情實。以故自京畿肥薩皆論余不已。譏滿海內。人々憤之。獨新三郎憐全狂愚。且諫且

喻。余亦爲之流涕。夜宿邸舍。

初秋朔。歸文興家。午後小田部薔來送之。至二州橋歸。路過^(東條)一堂先生。々嘗以書徵余。謝其辱。先生懇留余。々以有^(久保)明日與確藏等訪權藤直之約不從其命。歸寢文興家。

二日。確三等不來。往促之。皆辭以有事。見昌平學生文多拙劣。終爲確藏等懷其稿歸。暑益烈。暮前訪窪清太郎於長州邸舍。欲借幽囚錄。曰已付上田藩有川堅之助。致之於佐久間修理。清太郎即大二郎親屬也。^(松陰)直訪二十文字龍助於仙臺邸。龍助既歸國矣。暮時過增上寺訪寶松院。々僧諦心嘗從余學詩者。夜過權藤直。久留米人。余前年在安藝所親善也。直說余以上野友一郎事。二更歸文興家。文興妻曰。今日鳥李蹊來矣。

三四。晏起。又與李蹊。文興歡晤。午前與李蹊。相携履一堂先生之約。讀溫史魏元帝紀。此日午前小雨。夜與諸子談詩文。塾中凡六人。藤崎季令

長門三田尻人。木澤鼎三信濃松本人。北山文五郎備後福山人。其他堀越彌三郎自武州八幡來。大阪屋勝之助、渡邊介二郎皆江戸人。半夜蚊穿縫隙入。展轉不成眠。

五日。早起。李蹊歸龜井街。先生令侍婢徵余詩文。余遇故之後盡焚稿本。以避牽引。以故無一片番。強應之書詩二十首文二篇。以乞正。午時醫鳥山某來。昨尾張家田多門孫來。多門以經術著。而其孫子未必然可嘆。是日讀溫史百葉及續齊諧記四卷。搜神記三卷。微風。

六日。早起。讀溫史百四十葉及淵明搜神記四卷。午後小田部都來。暮後訪文興歸。途遇諸子詣多門天相伴散步。夜上總人松本岩三歸入塾。是夜家々乞巧糸竹雜沓。

七日。草記事事二條。先生以余外套破故賜一領。併見命講論語。

(二) 書狀、日記、詩文、墓碑銘抄錄

(一) 土屋蘋海書翰

○東京市毛利元道藏寫本所收

六月七日之芳翰拜誦。別後路上情況知悉。其快可想也。○中章吉○濱在此與僕往來尤密。其近

作皆々奔放。自在。動累數千言。○中僕寓鳥山郎。新翁許既數月。追日將轉居下谷羽倉堂。簡翁許。但其益甚。爲之役心者數々。御推察可被下。但彼方於切磋章吉。在於師拙堂。土井、羽倉翁。或似奮弟。恭平又既在羽倉。一居同炊。彼之先飢。僕皆不可不辨。一人并二人之體。骨肉宜然之理。在今日極爲艱難。老兄憐テ察シ。○松陰、幽囚如何。尙閉戶乎。果然可憐可喜。古來英雄落墨繩。可慨々々。○下下

(嘉永五年)

九月四日

(在萩) (良藏) (カ)

來原雅契

文案案下

○追申、コノ前二行アレド略ス、五郎○江、于レ今近狀不相知。鳥山翁ヨリ一言呈上、御披見。

(三) 吉田松陰書狀

○熊本市石

久不接華翰。渴望日甚。五月廿四日抵江戸。投梁山伯。○鳥山新郎。即日得家兄書。開封則貴書在焉。喜幸抃躍。急展讀之。未數行。消魂者數。豈兄大故。相踵至此。風樹之感何如乎。至痛々々。○中略。昨年十一月八日。○藩ノ判決文書ニハ九。日官裁下削藩籍。早春間呈書言其詳。料已達覽矣。僕雖疲驚。有爲之時至。幸勿勞高念。

梁山伯主山。無恙。有二生。○土屋兄弟。從焉。僕居所未定。假居宅。○鳥山尊藩本。佐分利君亦居未定。

自三九月來江戸、從在旅店、僕以昨日始相見、恐其旅店闕使、急引之梁山伯、々々々光景頗覺繁假、佐分利君有志于洋文ヨシ、僕甚同心、將相與謀之不レ少、濱田ノ生一人僕所曾知、此節兵學爲修業來江戸、素未塾ナレドモ、人物子介、立志甚說、亦有學洋文之志、濃人長原武、生、亦先僕十數日來府、交友不レ尠、獨恨少ニ老臺耳、然見老臺所レ善、亦可ニ少慰也、○次ノ一節

水府之事、御同慶奉存候、一昨年所接之人物も皆々芽ヲ出シタルヨシ、尤可レ喜也、
二十四日、松陰江戸ヨリ萩ノ兄梅太郎ニ遣リシ狀ニ「水戸ノ天狗黨、是迄皆々ツラ扶持ナリシガ、去冬十二月十九日、孰も賜レ祿ヨシ、長(永)井政介、會澤〔原注〕、其子熊三被召出」、藤田〔同〕、其子健二郎同断、ノ類、曾而遊候日會面之分ハ皆首尾よろし、是亦可レ喜之事なり、此伊勢にて足代權大夫ガ所ニテキク、ト見ユ、又ソノ次四節ヲ略シタル末節ニ「村上寛齋歸國、社中ノ一奇人ヲ失フヨシ、良藏ヘ御話奉レ願候、」トアリ、

藩人村田○已三が書之事、奉ニ敬承候、水府喜公○齊上書、得と穿鑿之上可ニ申上候、○次ノ二

(嘉永六年)

六月十六日

(肥後熊本ニ歸藩中)

宮部鼎藏殿

吉田寅次郎矩方
又有故改名○江戸鳥山宅、
藏文書去月

山鹿素水安全、無異、僕先書甚無稽之妄說申上、甚赧然仕候、然都下亦有其風說ヨシ、

此已下一覽火レ之、
通高之事、僕來江戸、始聞其詳、鳥山ノ所ヘモ其後兩三次ハ來りし由、併昨年失機ヲ甚悔、

人ニ接スルヲ欲セズ、鳥山モ亦甚氣毒ニ存候、大事ヲ成ス迄ハ、暫ク聲息ヲ絶シ、交友間ヘモ所在ヲ隠ス位ノコトナリ、併英氣益勃々タル様子也、下妻○常迄ニ徘徊スルヨリ、^(シカ)僕欲ニ一訪之、然春時以來遊ヲ日ヲ過セシ故、未ノ暇レ及候、鳥山并大淵鼎三、和田修義等々周旋千苦、萬辛甚可レ感事也、森田○大和五條、江、^{脩ノ師範齋}へ書ノ一事、僕訪ニ森田曰、委曲申たる事などハ、必しも事結局ヲ待ザルカ、僕初訪ニ森田、首トシテ老兄御出アリタルカト問候處、御出無レ之ヨシニ付、僕甚疑レ之、江戸ニテ堅約仕たる様子相話候處、森田大ニ怒ル、僕因思ニ兄決無ニ此失レ信之事ナルニ、兄江戸御發迄、五郎之事不レ聞故、再議論有レ之タルコトナルベシト存じ、森田ヘ其故ナルベシト申候處、森田も鳴程夫等ノ事ナルベシト、後ニハ心解申候、當時兄重來ノ御事ハ夢ニも不知共、僕所レ料、即兄ノ所謂大事結局迄、五郎ノ書は案頭ニ可レ閣と申ニ符合仕候、然ども右之通僕已言之タレバ鷄肋集○五郎書ヲ兄ノ賜レ僕書ト合併シテ、僕ヨリコノ故ニテ遲達ニ相成タル段ニ森田へ申越スハ如何、御同意ニ御座候へば差急候コトニ付、不及共僕迄御遣可レ被レ下候、已上、

二白

南部侯ハ當秋登府、奸臣左膳、從レ之ヨシ、

(三) 吉田松陰詩跋○萩松陰神社藏寫

跋下江幡五郎謝ニ小野應介贈レ刀詩、○但シ五郎ノ詩ハ次ノ如シ、
「故人重意氣、贈我三尺刀、試向空庭揮毛髮風蕭々、謝ニ小野應介之詩、書以與ニ吉田子義、五郎江畔弩」
此吾樓○五郎ノ得レ刀謝ニ其友小野子ニ之詩也、余亦嘗辱ニ菊池氏千槍於子、帶以代レ刀、毛髮蕭々
猶ニ吾樓也、小野子天下未レ知ニ其人、而忠憤、節操顯レ世如ニ菊池氏、余安暇ニ謝以レ詩哉、待ニ
天下有レ變、宜以ニ一死ニ答中子意氣也、癸丑初秋仲四、○嘉永六年七月十四日、書ニ諸小山驛、時吾樓在レ坐、
大醉淋漓、○梧棲存稿二二二、作年不詳ナレド、「入ニ下野、黑髮山寒又一秋、變形三度
入ニ毛州、十年留得癩餘漆、晉上ニ仇人血髑髏」ヲ收ム、ソノ時ノ詠カ、

吉田松陰書狀
保次郎藏

○尊藩之正氣、重テ振候由、在國○長時より略承リ候得共、其事未レ詳、至ニ伊勢ニ訪ニ足代權大夫、初聞ニ其詳、不レ勝ニ抃躍ニ候處、今般ニ至リ可レ賀事不レ知レ所レ言、方今天下此大快事なかりせば、
○下文

○宮部○鼎藏、那珂○五郎、但シコノ頃、或ハ江二子之近況、此二君○熊本士國友々御聞取可レ被レ下候、
○僕在ニ江戸、去ニ水戸、近耳、然餘リ天下跋涉ニ日ヲ送リ候而もと存候、心ハ矢文^{タケニ}ハヤリ候ヘ
共、未レ得至ニ尊藩、至憾々々、○下文略、

○戸田夫忠太、藤田湖東、山國喜八、三先生御出府之由、承之候得共、一書生突然罷出もと差控居候、老兄之朋友何がし、君なりとも御在府、遊學之人も被爲在候哉、小瀬君は如何、根本君も亦如何、

大為郎改稱
富二郎

再

長井芳之助

九
共

可レ言事如レ山如レ海なれ共、先後鴻興申残候、二子
末松カ、歸府之上御近狀相伺度奉レ待候、兄
好ニ詩賦、寄ニ示一二三長篇、幸甚、一昨冬昨春間之、時々往ニ來于胸中、中にも鹿嶋海濱、刀根
舟中難レ忘々々、

卷六三

14

載、(毛利元道藏寫本)、

二日、曇、鳥山へ行く、先日那か生○江幡五郎ノ改姓ナラン、當時ノ居所不明ナリト雖モ、前年、松陰ト東北旅行申ヨリ別レ、尋イテ妻ノ郷里石巻ニ暫ク居リ、今年、江戸ニ登リシモノカ

リ、(年譜以下参考)、

三六〇

陰ハ鎌倉ト長崎ニ往來ア

(六) 吉田松陰書狀 ○小倉市高木祥二
郎藏寫本所收

○前文ニ鳥山○新三翁氣分相、其後平瘞ニ御座候哉、又居所ハ矢張桶町ニ御座候哉、後來若不得已用事有レ之候節之爲、御尋仕置候事ニ御座候。

又云御國并江戸の同志へも傳言仕度候へども、其儀も不レ仕、御察可レ被レ下候、以上、

(安政元年)
五月廿一日

(宮部鼎藏、在江戸)

尖庵君

尙々追々不容易御心配を懸、千萬奉恐入候以上、○京都尊攘堂藏四月二十四日(安政元年)江戸獄
宮部兄歸熊府獨使數回坐獄、云々アレバ、
本年六月鼎藏又熊本ニ歸藩セルヲ知ラレバ、

(七) 吉田松陰送別辭 ○野山獄文稿所收、
(秋松陰神社藏)

送赤川淡水○通稱直次郎、本名佐久間左兵、遊學常陸○水序、古昔盛時之爲學、上自治教、經藝之大、下至歌章、音樂之小、莫不有所師承焉、是以能存其舊、守其故而不失也、歷鎌倉、室町逆亂相尋、名教澌盡、授受之義徒寓之曲學小教、而亦未嘗失墜也、徳川氏興師道稍盛、學術日闢英才輩出、而近日讀書、稽古之士、輕前輩慢師儒、天下皆是、而吾藩特甚、

是而不以、吾恐師道掃地、名教無由而存焉、是固有待于宏才、篤學之士、起而振之也、
吾友赤川淡水、齒富才足、志高氣旺、蓋後進之袖領也、頃將東遊常陸、求師而從之、夫常陸之學天下所推、而其老輩、碩師皆有所師承、今淡水遠往而役之、固欲以盡其學之蘊也、嗚呼、淡水勿慢師道、勿立私見、取捨、去就、唯先生是聽、則古道不難及也、吾少雖好讀書作文、未有所師承、自疑焉、淡水往得師而事之、亦幸以斯言質之、夜○安政二年、但シ本文ハ松陰、安政元年間、萩野山獄中ノ作編ニテ出獄後ノ三編ヲ加ヘシモノヨリ成ル、同二年四月(ナラン)二十五日藩、野獄中ニアル松陰ヨリ當時秋ニ歸國セシメタル土屋ニ遭リシ状末ニ先頃月姓出府、淡水諸子來遊、皆可レ賀也、(兵庫縣横川震八郎藏)及ビ同日同ジク江戸獄ニ在ル久保清太郎宛ノ書翰中ニ「赤川二生、齊藤榮藏カ」桂小五郎など逐々東行、互ニ御切磋相成候、ことなる、(京都尊攘堂藏寫本所收)ト見ニ、

(八) 江幡五郎書翰

○東京市吉
田茂子藏

別後可驚可嘆之情狀は、僕も亦敢て不陳、岸獄之福堂老兄一人之事にて、天下の爲に不幸此上も無レ之候、しかし如何ほどに慷慨したりとも、急にすれ破矣との状態故、先々付大息居候、近來會澤○恒翁に拙堂○齊など幕へ被召候、是も亦文臭こまり果申候、蝦夷墾辟之策稍始まり候へども、いまこ見るべきものも無レ之候、多氣四郎浦、も住處不定と申て其處を秘し、寛齋○村もいつくに居候や、世にいれられざるのあまり、近來ハ行衛もしれ難きよし、鳥山○新三咄され候、轟○武兵ハ白金臺○江戸之よし、しかし小子ハ未だいづれへも面晤不レ仕候、小子

身上ハ天下の笑草と相成候まで、いかにもなすべきの事も無レ之、慨嘆、慚愧之至りにハ候へども、國○盛岡事稍定まり候様子、然ども大亂後玉石混淆、未レ免ニ孤喪、蒙茸一候、嘆息々々、先月記ニ據レバ六月十八日、水戸へ參り、雅助○永井へ尋候處、弟大病にて芳之助○雅助子とも觀晤も成兼候へども、豊田郎○彦次桑原○幾太へハ度々面會、殊に赤川淡水○松陰、嘗テ淡水ノ水戸ニ遊學スルを咄しも有レ之、盡く爲レ兄爲ニ天下扼腕、切歎、しかし是も老侯○齊昭、ハ伴食宰相に候上に、其國事も奸黨未根を斷ず候まゝ、雅助などハ昔よりも貧困之様子、豊田ももとの謫居之まゝに候、其節兄が幽囚錄をちらと見候へども○六月二十二日水戸ニテ屋敷にてハ○七月二日萩藩ノ櫻田邸舍ニ信州へ遣し候あと、手に入不レ申候、其後も豊咸亂記など出來候よし、早速拜見仕度候、鳥山翁も懇望に御座候、翁も此月始め故郷の老母大病とて房州へ降り、其後たより無レ之、是も僅に二口に六兩にて兀々授讀、可レ憐々々、小子當時東條○一にて塾を世話致居候、志ならぬとも已を不レ得候、西洋學近來始申候、先日伊賀侯、和泉侯、幕老を斥られ候、蝦夷議論與ニ阿部不レ合ゆへとも云、又いろ／＼の浮説も有レ之候へども、先手頭などより十二人役替有レ之候、時狀此一事にて分明なるべく候、阿部侯にて山岡八十郎と申もの、昨年屠腹、其故ハ應接之様子を慨し、死を以ていざめ候を、奸臣ども遮ぎりしよし、逆も角ても六ヶ敷浮世とハ相成申候、今暫し游優時をまたれバ死灰、復然るの時あるべく候、乍レ去可レ嘆之限りに御座候、良

藏原○來竹槌井○坪などハ如何、彌之助○土屋も父沒候後を嗣候よし、可レ憐々々、猶追而縷々可ニ申上一候へども、先小子出府御報の爲のミ聞し候、

(安政二年八月)

廿一日

(在父杉家幽室)

松陰雅契

赭入道○宮部も頗る壯榮之よし、任藏○櫻、ハチト面白からぬと、鳥山のはなし、浮雲收レ岫盡、簷樹晚冷々、過レ此秋霖雨、高掣○元カ杖出林坰、題駄來何早、芳桂悴以零、道傍蕭與艾、帶レ泥尚青々、感レ物難久佇、歸來掩柴○脱カ、殘日照濕壁、蟋蟀語蟲庭、手滴裏蘭露、硃朱點騷經、一祭

(感豐)
幽囚錄及豊咸亂記など、早々拜見仕度候、外に御文章などハ如何、小子も追て入御覽可レ申候、村田○清死去之よし、一恸、

(九) 江幡五郎詩○南部叢書八所收「悟

樓存稿ノ二」(抄錄)

在江都、○年月日ヲ註サズト雖モ、姑

哭レ兄喪、父尙天涯、孤負年々夢裡家、又是江東寒食日、掃三人墳墓薦蘋花、○或ハ明年死亡ノ

(一〇) 吉田松陰書狀○利元道藏、

松田重助在阪之趣ニ承知いたし候、御都合次第御尋訪被成義と奉存候、○安政二年九月九日、來原戸ニ著ス、蓋シテ前年月日ヲ聞クト雖モ、同年九月蘿木武兵衛、今以江戸と被察候、右兩人へ御相對も御座候ハ、鄙狀可然御演述奉賴候、吾樓○江幡五郎、コノ前後又候出府之由、嗟愕此事ニ御座候、右ニ付鄙見書付久保清太郎へ遣し候間、高見如何、浦賀氏も東役、秋良助も從行、來島衛、又兵も行、兄亦桂郎○小五赤川水○淡二生も江戸へ出る事非難、去年ノ光景可相像也、今月朔日ノ大令○八月晦日、萩藩主毛利敬親諭告、實ニ以事體重大、安叢慮の三字、公上満腔の心、臣子たるもの何以奉對應可申哉、幕府之處置悉ク安叢慮候ハ、論ニも不及、無左候ハバ天下之大、悉ク公上之身上ニあり、立節倡始、濟艱、立勳、公等之責なり、公若有爲、寅在獄中、提如様之大筆、以待焉、

(二) 吉田陰松書狀

○原本見エズ、吉田家藏
版「先生松陰遺著」所收

○上文曲足子○江幡五郎より得書、○前收八月二十二日、回復も仕兼、是亦賦一詩、梅(梅太郎)、但シコノ原注領り置申候、此人の事に付、來原良三東行の節、託し候事も御座候間、申に及ざる事に候得共、友生の胸間推察致吳候様、御致聲可被下候、○東北遊日記、東征稿及ビ關係狀必見、烏山母大病の由、可駭、長原は如何、

(安政二年)

九月廿六日

○宛名岡ク、但シ前後ノ狀ヲ照考ス
レバ、江戸ニアル久保清太郎ナリ、

(三) 吉田松陰詩

○秋市松陰神社藏
〔松陰詩稿〕所收

(松陰、在野山獄)

二十一回生

○安政二年八月二十二日、
○安政二年八月二十二日、
○安政二年八月二十二日、

讀曲足子詩、依韻書懷、

○安政二年八月二十二日、
○安政二年八月二十二日、
○安政二年八月二十二日、

功業逢遼豕、文章見蚩冷、口舌擊胡虜、雋俗辱林坰、節序秋方至、士林轉凋落、故人不可見、千里雙眼青、故人一句、清到欲絕、忽自千里字、起悲風、以序景、
悲風鳴戶隙、陰房晝亦局、却憶漢家業、幕南尙王庭、商於任三人詣、莫復問騷經、曲足子詩曰、
騷經

殊朱點

(三) 吉田松陰書狀

○本文首メ岡ク、(松門烈士遺墨集所收)

○前御地戸江々變震、大地之事相聞へ、錯愕不妙、其内君上○毛利様、諸殿御無異被遊御座候段、欣拜、乃別藁等相綴リ候、
拟兄太郎、久保清などハ御無事之由、○中(長)永原、蟻川、近澤、怪物○五等孰も無難ニヤ、御知被下度、烏山未ダ歸ラヌカ、○下記ナシ、但シ房州ヨリ、
桶町ノ自宅ニ云フナラン、

(安政二年)

十月十八夜書之、終ラぬ内に最早第一鶏、○宛名岡クト雖モ、前後狀ト照合スレバ、萩野山獄ヨリ江戸ニアル清太郎ニ遣リシナリ、萩

(四) 赤川淡水書翰 ○東京毛利
元道藏

○上文 豊田○彦次事ハ略御談申上置候様、小納戸役方彰考館之總裁を兼職仕居、博聞、強記ハ當時略、
獨歩之人物ニ御座候、佐久間山^象井ニ吉田○松^陰、环ニ付候てハ、彼是と心配仕居申候、○下文

(安政二年) 十一月十三日夜

(坪井九右衛門、在江戸)

顏山翁

御左右

○追申略、但シ本狀ハ松陰ノ謝罪運動ノ依頼ニカ、
ル、猶丙辰幽室文稿所見ノ與ニ坪井氏書ト併看、

(五) 豊田彦次郎書翰 ○東京毛利
元道藏

以手紙致啓上候、○中然者御藩萩之風說追々傳聞仕候處、吉田寅次郎儀如何ニ御坐候哉
右ハ公邊よりハ親預ニ被仰出候由承及申候處、何故揚リ屋へ被入置候哉、元來吉田一儀
蟄居被仰付候とは申者、全國家之爲を存込、右様之所爲ニも及候儀ニ而、其心根ニ於而無レ私
段、公邊ニも御聞届被遊、右様格別之御扱ニ相成候趣ニ御坐候、然るを御藩ニ而今揚リ屋
へ被措置候ハ、公邊を被重候より之御扱とハ相察申候得共、永々之儀、萬一當人病發、
牢死も仕候ハ、御藩ハ勿論、公邊之御德義ニ迄拘ハリ候儀ニハ相成間敷也、旁以不ニ容易
儀ニ御坐候、因而右之儀相認申候、僕相識之私情難忍と申而已ニ無レ之、此節夷狄之患と申、

天變地妖無限、大憂有レ之折柄、有志之士ハ爲國家、可愛惜勿論之儀ニ御座候付、公邊
之御役人へ懇々談じ候様可レ仕歟と存候得共、夫迄ニも及申間敷、右事情ハ委敷御存之儀故、
御藩中御役方へ宜敷御相談候て、公邊御趣意之通、親元預之御扱ニ相成様仕度企望此事ニ存
候、病中甚厭執筆候得共、右之儀承候而猶豫難ニ相成勉強相認申候、宜敷御察可被下候、
以上、

(安政二年) 十一月十三日

(同地遊學中)
赤川淡水様

緊要事

(在水戸) 豊田彦次郎

(六) 鳥山新三郎書翰

○東京吉
田家藏

○前文三「肥後宮○鼎兄五月廿九日之書、先達而到来、貴兄之事ニ付被申候、御藩法嚴ニ過不^(ト脱カ)申
節略、^(ト脱カ)申哉などと御相談有レ之候、然し貴兄御狀之通、御藩法ヲ御敬し被成候事申遣候、最早彼地へ相
届候事と被^レ存候、^(ト脱カ)申^レ一、五藏^藝事、如何なる事ヲ貴兄へ申譯有レ之候哉、彼モト妻
ヲ貯ヘ、子^{ラン}女子ナヲ生候、期會ハ已ニ失シ、^(ト脱カ)申^レ復仇、無^レ詮方罷仕候處、東條^{一堂、嘗テ江戸ニ}
老人^{於ケル五藏ノ師}之志ニテ、彼レ^ヲ歸國爲^レ致度よし被^レ賴候間、我等より書面遣し呼迎申候、然し賣りあるき候
事ハ不^レ成様ニ異見ヲ加へ置候間、終始東條熟^塾ニのミ蟄居申候、^(ト脱カ)申^レ注意カ、否ラザレバ遊蕩ノ性癖ナラン、

乍レ去彼レも才ト口ト之ニテ、智ト勇トハ少シく短ナる男ト被シ思召シ可レ然事ニ候フ、前々申上フ候フ通戰國ニラバ遊說客ニしらならぬ男ニ御坐候フ、貴兄ニ知ル所ニ近澤兄言之如く終憂死致候フ、可レ憐可レ憐フ、又兄言之功名客村上齊寛○は此節新堀ばたニ罷在候處ニ、是も地震之爲ニ崩リし家トなり使ヘ得マジき由被レ申候フ、櫻任藏地震ニ付施行致候フ、夫故水府家より御褒賞トとシ、百五十苞符頂戴致候フ、多氣志樓浦松ハ、先月十六日ニ蝦夷日誌獻上フ之爲ニ、褒美ニ十兩金頂戴致候フ、是ハ公儀○幕より之事ニ候フ、

水府家之柱礎之御兩人○東湖戸田、沒故○地震ニ相成候趣ハ、定而最早御承知之事ト存候フ、節略ソニ

(安政二年)
十一月廿七日

胸中種々多端之談有レ之候得共、諸友之往復ニ殆ド勞シ申候フ、又々後便ト閣筆、御海怨、

(在萩野山獄吉田松陰)

安獄蓬頭主人○吉田家藏、但シ右ノ狀ニ副ヘタル長文ノ櫻任藏、村上寛齊、佐藤民之助ナルモノ、對照ヲ詳述セル記事(二十一年叢書一二ハ「紀ニ任藏、寛齊ニ事」ト見ユ)ヲ略ス、但シ以上ノ二通ト安政三年二月松陰ノ松本村ニアル外叔久保五郎左衛門ニ遺リタル狀(東京市久保家藏)ト合看セヨ)

(一七) 吉田松陰書狀○吉田庫三編松陰先生遺著所收(吉田家藏版)

(在江戸日本橋桶町鳥山新三郎)

會稽山上垂レ釣未レ得ニ一魚一人

○次ノ文ハ、松陰先生遺著所收七月十九日(安政三年)○松本村父杉家ノ幽室ニアル松陰ヨリ江戸在勤ノ久保清太郎ニ宛テタル追申末ナリ、五藏○江幡五郎折には鳥山郎、ニ共行候哉、歸參○盛岡藩共出來候ハマ無此上妙也、

(一八) 江幡五郎詩○南部叢書八所收
梧樓存稿ノ二

哭義所鳥山新三郎○年月日ヲ註サズト雖モ、姑ラク安政三年七月二十九日、鳥山ノ死去後ニ掲ス、人情反覆雨耶雪、世訴中懷獨有君、花際春風朝竝馬、燈前秋雨夜論文、嘗將兵略兩心許、期把儒裝同日焚、何料白駒郊外路、生芻一束哭ニ新墳一

(一九) 吉田松陰書狀○松陰先生遺著所收

(安政三年)
九月十七日夜

去年の地動、僅かに靜まるや靜まらぬに、今年は又大風、大浪とは、○八月二十五日、關東大暴風扱々膽の冷たる事に御座候、併御無難可レ賀可レ賀、鳥山翁はいとシ事共申さん方もなし、○新三郎ノ死去ヲ遠ク聞キテ云フ、左れば逆、翁の肉骨、親戚もなければ孰に向て弔言せん、畢世尊王、攘夷の志も九泉の下に埋れたとは、口惜しく、長原武○も鳥山の物故には驚嘆ならん、(松陰、在松本村幽室)寅

(久保)○江戸邸ニアリ、又毛利元道藏寫本ノ來原良藏年譜ニ「萬延元年庚申三月廿二日清太老兄吉田及鳥山新三郎ノ墓ヲ弔ス、ト見ニ、但シ以上ノ二墓江戸ニアルモノニ對ス、

(二〇) 吉田松陰書狀 ○東京市長

原坦藏

鹽屋○鹽谷翁ノ高山郎彦九蒲生平君合傳、御手ニ觸レ候ハ、御錄贈可レ被レ下候、此文名譽ノ作
ナリ、在ニ水戸曾テ一目ス、

挽ニ鳥山確齋、

幽閑秋深多ニ感傷、天涯又遇レ訃ニ新喪、獄庭半面人千古、盟社三年夢一場、孤墓來祠遙ニ骨肉、
生芻往弔隔ニ參商、知君身後鬪レ心處、傳世忠魂在ニ奉王、○次略

(安政三年)

九月念九日

(在江戸)

清太郎○久保清 足下

(三) 來原良藏日記 ○原題、來原良藏君日記

(東京毛利元道藏寫本)

安政三年十月、○節錄、但シヨノ歲來原良

廿五日、於ニ江戸ニ鳥山新三郎先達而致ニ死去ニ候、右ハ先達而以來至而世話ニ成候ニ付、當地同
志中申合、金貳朱充出シ合、來島、桂ヘ差送リ、江幡五郎ヘ文ヲ作ラセ候而、可レ然地ニ墓表
ヲ立候様ニト、コノタビノ便リニ申遣候事、

(松陰、在松本村)

寅

(三) 吉田松陰書狀 ○東京市長

戸幸一藏

貴地櫻藏桂郎小五諸君、爲ニ鳥山○是レヨリ先本年七月二十八日死去、修レ墳之舉、早速同志中ヘ相話候處、孰も高義
敬服、因テ與ニ鳥山ニ有レ舊人々各南鎌一片ツ、出し、其費ヲ助ケ度存念ニ而、乃別帝之人々差
出申候故贈上仕候、輕少之至ニハ候ヘ共、懷舊之情宜敷、櫻桂ニ君ヘ御演述可レ被レ下候、此外
ニも同情ノ人數三人有レ之候處、此度ハ取急間ニ合不レ申故、附ニ後便ニ候、牌文之事、託ニ五藏
可レ然段、爰許同志同説ナリ、又僕謂ク助費ノ諸人、宣レ鑄ニ其姓名于墓背、是ハ徒ニ其名ヲ要
スルニハ非ズ、題名アラバ他日子々孫々ニ至リ、或經ニ其墓ノ父祖ノ知舊鳥山子ノ墓タルヲ認ム
ルニ便ナラントノミ、此事必御建議可レ被レ成候、墓所在何地哉是又御知せ可レ被レ下候、頓首、

(松陰、假リニ兄ノ名ヲ用フ、松本村ニアリ)

(安政三年)

十一月廿四日

(久保)(郎)

清太様 ○江戸郎

修道

拜

(別紙)
鳥山確齋碑之事、櫻、桂申談、誌ヲ僕ヘ書カセ候心構と、久保清が申來候、先レ是僕碑誌ハ是非
吾樓ニ託度と、久保ヘ申遣置候、此程ハ最早相達ツラメ、幸櫻、桂など任ニ其事、吳候ヘバ、東
道有レ主ト云ベシ、諸盟臺募金もアラバ、急々ニ致度候、鄙算愚兄ヘ陳白致置候、

(以下皆在國)

土屋彌之助

來原良藏

二十一回猛士陰○松

中村道太郎

杉梅太郎

中谷正亮

右各金貳朱ツ、合テ三歩金致送上候、御落掌可レ被レ下候、以上、
 (安政三年十一月)
 廿四日

(久保)(郎)(在江戸)

清太足下

(松陰、兄ノ名ヲ川フ)

修道

拜

(三) 烏山新三郎墓碑銘 原題、義所烏山君墓誌
銘(江幡五郎撰)

義所烏山君歿、吉田矩方自長門^ニ其親姻、來謁曰、君之名節赫在天下、固不待吾輩表襮者、顧吾與子同受^ニ知於君、而無文以傳^ニ之、則是負交也、但吾廢斥禁錮、嚴與^レ世絕、而其受^ニ君知^ニ最久者、莫^レ如^レ子、則誌銘之任、舍^レ子將誰望哉、予曰諾、君諱景清、稱^ニ新三郎、義

所其號、安房人、其先遠於八幡源公、從^ニ新田氏^ニ勤^ニ於王家、忠武世^レ聲、後輔^ニ里見氏^ニ、里見氏滅、降在^ニ民間、君幼闊^ニ家系、嘆曰吾亦名族之裔、奈何老^ニ於畎畝哉、乃負^レ笈遊^ニ江都、從^ニ一堂東條先生、又受^ニ兵法環龜加藤翁[○]後文略、南部叢書八所收梧樓存稿ニ譲ル、但シ右同文ノ行間ト上欄外假名交リノ批評文ヲ加ヘタルハ松陰、同ジク漢文ノ添削評、及ビ跋文ハ土屋蕭海ニ爲レルモノハ松陰以下輯錄ノ二十一回叢書(萩松陰神社藏)ニ收ム、但シ五郎ノ遺稿ナル憂國餘話旅ノ苞ニモ同文ヲ收ムレド、梧樓存稿所收ノ字句トハ少シク異同アリ

(四) 小國剛藏書翰

○吉田

獲^ニ足下去月初九日之書^ニ欣慰、來復情誼兼至、一面之識如^レ此、蓋以^ニ神交^ニ相報之文歟、將有^ニ大義所^ニ感孚^ニ歟、敬服々々、歲寒窓放言、東潛夫論、貴^(著)客東北遊日記、及岸御園子所^レ藏燕居偶筆、善庵隨筆、敏鎌、如不及齋叢書共七本謹收、御園未^レ及^ニ相見^ニ、而友誼之厚、爲^レ人可^レ知、幸爲^レ僕致意、餘滴、新論[○]會澤伯民ノ不^レ妨^ニ緩覽^ニ矣、中鳥山義所碑銘一讀、追^ニ憶往事、不^レ覺淚洒^ニ紙上、江幡通高曾聞^ニ諸小倉作[○]健^ニ子、略知^ニ其爲^ニ人、天未^レ假^ニ良緣、無^レ由^レ披^レ雲[○]次ニ五郎小野應介ノ刀ヲ贈レル五言絶句ヲ引^{ク、既收松陰ノ之ガ跋参照、故ニ之ヲ略ス、}是非^ニ通高之韵^ニ乎、其風采亦可^レ思、然而窃聞、屢爲^ニ國難^ニ内争^ヲ云フ、決^レ死、每^レ與^レ人永訣、而未^レ聞^ニ處置之詳、豈得^レ無^ニ世議涉^ニ虛喝^ニ乎、天下既以^ニ亡友義所碑銘^ニ矣^ニ斯人、又以^ニ舊交^ニ見^レ報、共^ニ必^レ興者、故及^レ之、碑文及歲寒窓放言、如不^レ及齋叢書謹壁上、餘留置、放言次二冊願借觀焉、○ゴレハ前顯松陰ヨリ借覽セルモノ、内、大部ヲ返^シ、東潛夫論、東北遊日記ヲナホ借覽スルヲ云フ、國家多事、歲且除、足下保愛爲^レ上、武舞再拜、

(安政四年)
臘月十三日

(在松本村)(松陰)

吉田賢契

侍史

○次ノ追申ヲ略ス、但シ丁巳幽室文稿所收ノ復ニ小國剛藏ナル文ヲ参考、
又右ニ云フ東北遊日記ハ初稿本ナラズ、他筆自訂書入本ナルベキカ、

○コニ自署セザルモ、本文末ニ見ニ
蓋シ阿武郡須佐村ニ居住ノ小國トス、

○前(蜜)○蜜議一條と題せん文虎生郎ノ事、書有レ之分、江幡ニ渡ス、江幡奇也妙也ト大悅之

略、○前(蜜)○蜜議一條と題せん文虎生郎ノ事、書有レ之分、江幡ニ渡ス、江幡奇也妙也ト大悅之
言ヲ吐カレ申候、○宮部藏長鳥(永鳥)の事並可レ驚、○江幡の此御受取可レ被成候、○先日

櫻藏(任)ヲ訪候處、楓番處(寝串)、ヲ轉宅シ、牛込ニ在ル由、春ニ成テハ參可レ申候、
○小倉作健君仙臺ヲ去玉ひし由、其後踏跡未分、ハ(下略)、但シ小倉ニ就キテ

(安政四年)
十二月廿五日書語

(吉田榮太郎、在江戸)
秀實再拜

(在松本村)
松陰貴師

(小國剛藏)
靜齋貴師○次ニ追申二節アレド略ス、
但シ剛藏ハ須佐村ニアリ、

(天) 吉田松陰書狀○山口縣德山市
梅原成美藏

○前○亡友鳥山郎(新三)墓碑、入高覽候、是ハ例ノ江幡が作ニ而、貴望ニハ合申間布候へ共、僕
輩交舊、交不レ欲レ變、又知鳥山事者、此外無レ之ニ付、如レ右候、是等ハ他日拜面可ニ盡陳
也、○下、

(安政五年)
正月四日

(松陰、在松本村)
寅白

○次ニ一節アリテ、宛名ナケレド、周防國遠崎居住ノ僧
月性ニ宛テタルモノナリ、但シ月性本年五月十日寂ス、

(十七) 吉田松陰書狀○東京市賀
集亮二藏

癸丑、甲寅已來時事一變、消息遼闊、擬先生備中○第齊年譜ニ據レバ、安政四年、萬延元年御卜居之
由、藩僧月性人(周防)昨年歸國、初而得其詳申候、先生筆研御清適と遙想奉拜賀候、略、○中江
幡○五、生ハ不レ絕消息承候、此行○玄瑞東上ノ玄瑞生も江幡ヲ訪候積ニ御座候、萬々不レ竭ニ書中
候、時下御自重爲道、是祈、

(安政五年)
二月十九日

(在常後藤井村)
森田節齋先生
案右

(在松本村)
吉田寅次郎
再拜

墨夷 ○ アメリカ船 消息日益甚矣、天下時勢乃至于此、浩嘆々々、」

(二六) 吉田松陰書狀 ○ 東京市母
取三郎藏

阿月、貴書達書、御壯志○攘夷ノ妙々、

○前ノ一江幡^{五郎}桂^助小五櫻任藏、長原武ナドヘ別ニ添書不致候間、秀實^{太郎}吉田榮^{御申合御紹介可}
被^レ下候、江幡文虎^{五郎}若西遊ノ思立も御座候ハ、秀實カ若クハ老兄^{有隣}永^富清太^保久^保
御添書可^レ被^レ成候、松如^屋土^{ヘハ吾樓}自書アルベシ、併文虎此節何如ノ状態ニ候哉○下
(安政五年)

二月廿八日夜、松洞^浦至、且談且書、○次ニナホ一節餘

(久坂玄瑞カ)

○當時既ニ相州警衛ヨリ萩ニ歸リ、ソノ居住ナル松本村ノ俗字觀河原ニアリシ小田伊之助ニ
モカク呼ビタリシガ、本狀并ニ前後ノ關係狀ト照合スレバ、恰モ東行中ノ久坂玄瑞ニ似タリ、否
ラザレバ小田村ノ名ヲ借リシカ、猶考ヘヨ、座右

(二七) 吉田松陰書狀 ○ 東京吉^{田家藏}

○前文 吉松^郎○當時江戸ニアリタル門人吉田榮太^{論ハ先書ニも申上候}、○以上ノ意ハコノ前後、松浦^吉久坂^{玄瑞}ニ與^ハ
略^テ松浦松洞二人ノ略稱ナラン^{タル書狀并ニ關係狀ヲ合見シレバ明知ス}

(在松本村) 松陰囚奴

先夫なりニ可^レ被^ニ成置^ニ候、文虎何トゾ西遊サセ度ものナリ、是までハ昨夜ノ書也、是よりハ
今夜八日之書也、○下文及ビ次

(安政五年)

六月廿八日

(在江戸久坂玄瑞) ○次ノ追申及ビ
實甫足下 別紙ノ長文略

(在松本村) 松陰寅白

(二八) 吉田榮太郎書翰 ○ 萩市寺田市
右衛門藏

○首メニ尙々書、及○赤淡川久^{玄瑞}之兩君如何被^レ成候歟と奉^レ案候、○當時二人京都ニアリシガ、退京命
ノ諸狀ニテ明察ス^テ参考直八山^時杉藏江^入への書御讀可^レ被^ニ遣下^ニ候、一小人ノ噂に御不審懸りとかニ相成
候由誠歟、先ハ杉藏歸著、再可^レ申^ニ上之如^レ此ニ御座候、當地ハ爲^レ何評判も無^レ之故、可^ニ申上
(吉田、在江戸)
事御座候、尙江幡五郎先生、小石川傳通院ニ隠遁致せし候由、如何之策にや、

(安政五年)

八月八日

(在松本村) 松陰先生様

松洞^浦も壯健ニ御座候、杉藏歸邸之儀申聞スベキと奉^レ存候へ共無^ニ致方、成丈ケ早く聞
せ候積ニ御座候、

(三) 江幡五郎詩

○南部叢書八所
收梧樓存稿二所

三七八

在小石川精舍、○年月日註サズ、姑フク
安政五年八月後ニ掲ス、ク

寒徹衣衾欲作霖、僧房顧影嘆貧深、笑他丈六彌陀佛、不碎全身散寸金、

吉田榮太郎書翰

○東京吉
田家藏

○前文數 又々申上候、江幡五郎先生事、此間も申上候如く通傳院下上
如何ニ致し可レ申歟、妙策ハ無レ之候哉、○下文數 節略

(安政五年)
八月十四日

○宛名書カザレド、蓋シ松本村幽囚中
ノ松陰、(次ニナホ追申アレト略ス)

(三) 江幡五郎書翰

○東京吉
田家藏

敢將晚節等瓢蓬、欲レ傲摧霜打雨中、但爲時情忘孤特、立人籬下泣秋風、咏菊、
快刀堅甲是天成、喚作無腸底等名、虜舶連年窺海日、沙邊憐汝獨橫行、題蟹、天將劍甲付斯生、愧
貢無勝公子名、故嘗腥風上街夕、鼓力聲裡亦橫行、ト見咏物二種呈、一笑候、秀實○吉田榮太郎之菊之詩あれバ
ユ、但シコノ詠作年月日ヲ註サズ、姑ラク之ニ附收ス、
也、松如土之評再考之上、取舍可ニ申上、久保○清太郎氏へも可然、小倉○健仙臺之よし、文虎
兄ノ子、ハ當時在我家、○小石川傳近日中書を呈候節、近頃之情事も可盡、先今日は御報まで如

此、
(安政五年八月十四日後ナラン)

廿一日

(在江戸江幡五郎)

通高

(在松本松陰)

猪牙翁○五郎ノ名ヲ通正ト稱シ、コトハ、宮部ノ東北旅行日記ニ見エタレド、現存松陰關係書狀ニテ通高
彼レノ名ナリシナラン、又江幡ヲ那利、通正ヲ通高ト改メシ年月ハ少シク不詳ナリ、然シ今年既ニ江幡ナラザ
ルコト前收ノ松陰狀、ソノ他ニテ凡ソ知ルベク、更ニ名ヲ通高ト改メシハ是レヨリ先嘉永六年頃ナルガ如シ、
且猪牙ハ松陰ノ諱名ナルコト、既ニ山縣牛藏ノ「敬宇日記」ニテ知ラレタリ、

(四) 江幡五郎書翰

○東京吉
田家藏

○前紙切
テ文闕ク、又仙臺を去しよし、○蓋シ小倉健都合無レ可レ覩之形勢、ミニストルを都下に館するの議、
略決せると聞、他は待後鴻、不一、

照合○年月日ヲ隔ク、但シ前後ノ關係狀ニ
照合スレバ安政五年八月後ナルベシ、

(外封) 松陰、在松本村

吉田老盟

御坐下

松陰、二十一回猛士命名動機と其殉國の精神表徴

松陰は天保元年八月四日、長門國阿武郡松本村に出生、即ち萩藩士杉百合之助の次男で、母は瀧と云つた。幼名は虎之助、後ち大次(一トモ)郎、更に松次(二トモ)郎と改め、最後に寅次(二)郎と定めた。名は矩方、字は子義(嘉永二年頃ヨリ用フ)又は義卿、號は松陰、最初の假號に蓬髮生、二十一回猛士とは別號で、且戯號に無一、清室、瓢一房、柿實山人あり、一時の偽名を松野他三郎(東北亡命ノ首途ニ係ル)、變名を瓜中萬二(吉田家紋名、但シ下田蹈海ノ時ニ用フ)、綽名に仙人(江戸遊學以來)、猪牙(同上頃ヨリカ、但シソノ初見ハ嘉永五年東北亡命ヨリ歸江ニ係ル)など呼ばれた。

右の内幼名以下の數稱は、松陰の全生涯に於ける一般の通稱に過ぎぬが、然し本論の推究上、彼の書状に自署した假號、匿名、雅號、戯號其の餘の名稱を指摘して、東北亡命旅行の影響と關聯せる其の體験より、竟に決定した即ち松陰なる正號と、又之と相俟つて後の二十一回猛士てふ別號の因由に歸納を試みてみよう。

今余の書庫に在る松陰關係の所謂参考書から、大凡そ諸氏に遺つた彼の手紙及び遺稿等より、該の自署名を抄出すると、

(一) 五月十四日(嘉永四年)、頑弟大、(兄杉梅太郎宛状、但シ後ノ自署ニ劣弟大、愚弟大、愚物大ナド見ユ、以下前例ノ下ニアル名ト附辭等ハ省ク。)

(二) 五月二十七日、頑姪大、(叔父玉木文之進宛、後チ頑侄大、頑大侄ナド。)

- (三) 八月九日(同)、頑兒矩方、(父百合之助宛、後チ頑大、不肖兒ナド。)
- (四) 九月四日(同五年)、辱知生、(齊藤新太郎宛、後チ辱知生、辱知无名、辱交弟ナド。)
- (五) 王子九月七日(同)、蓬爰生、(舊鈔所見。)
- (六) 嘉永壬子(同)十一月十一日、松陰蓬頭子吉田大次郎藤(原)矩方、(王子歸國後讀書抄出目錄所見、後チ松陰蓬頭生、松陰、松陰未死人、松陰男子ナド。)
- (七) 癸丑(同)正月、松陰笠跋生、(中村道太郎宛。)
- (八) (年月日闕、但シ安政元年十月二十四日頃カ)、二十一回見(父宛、但シ後出ノ一四項参照。)
- (九) 十一月(同)九、十、十一日(追書狀)、二十二回生、(兄梅太郎宛、後チ二十二回弟トモ。)
- (一〇) 三月十二日(安政三年)、松本ノ無名氏(某宛、後チ無名氏トモ。)
- (一一) 六月(同)、無名愚物、(僧月性宛。)
- (一二) 七月六日(同)、囚奴、(土屋矢之助宛、後チ松下囚奴、長門囚奴、松下ノ囚奴、草莽囚奴ナド、但シ後出二〇項參照。)
- (一三) 十月(同)、松本村、(吉野善作、河野數馬兩人宛。)
- (一四) 二十四日(同年十一月)、二十一回猛士、(久保清太郎宛、後チ二十二回、二十二回生、一同生ナド、但シ後出ノ二一項參照。)
- (一五) 八月十五日(同)、松下塾、(山田七兵衛宛、後チ松塾トモ。)
- (一六) 八月二十一日(同)、幽囚罪人、(益田彈正宛。)

(一七) 十三日(同年十二月)、松本根太郎、佐世八十郎宛、蓋シ是レヨリ先ノ命名ナル松陰ノ號ト異文同意)

(一八) 十二月十九日(同)、野山ノ舊囚奴、(來島又兵衛、桂小五郎兩宛、後チ野山囚奴、野山、野山罪人ナド)

(一九) 二月四日(安政六年)、希望生、(小田村伊之助宛)

(二〇) 十月八日(同)、松下陳人(熊本藩士某宛)

(二一) 二十三日(同十月)、回(本月二十七日斬罪直前ノ最後ニ同獄ノ隣房ニ在ル小林貞典宛、但シ書狀トシテノ絶筆ノ
一ナラン)

以上の例は、謂はゞ一時の謙遜的略稱、乃至は戯號、匿名、諷刺名であるが、東北に遊歴する際の姓名は「吉田大次郎」で、又原姓と名は「藤原矩方」、且字は概ね「子義」であつた。

然るに爰に注目せざるべからざるは、嘉永四年十二月十四日東北遊歴許可に尋いで過書の交附遅引より、松陰は之を疑義焦慮し、加之す既に宮部と江幡と同行の約を爲し、明日江戸を發轉すると云ふのに、未だ該の地方通行證が交附に爲らぬを憤慨し、右の日斷然意を決して櫻田邸を出走し、即ち藩法を破つて亡命の罪を自取した。是れ松陰が前記の姓名と原姓や字以外に、未だ號も別號も有たぬ彼には、初の偽名であり變稱であつた。換言すれば松陰の東北遊歴は、自ら作した所謂亡命旅行で、又從來の姓名字以外に、縦ひ夫が一時にせよ、右の様な偽名を用ひたのは生れてから始めてで、従つて今余の手元に藏する限りの参考資料に據つて姑く假定すると、是れまでの松陰には自己の前顯名稱の他に、猶文人的雅號さへも無かつたやうである。

當時彼には全く雅號がなかつたと想定してよいが、若し今假りに雅號があつたと見做すとも眞の雅號、即ち後に言ふところの松陰は、實に翌年四月五日東北より江戸に歸り、十日櫻田邸に自首して處決を乞ひ、尋いで歸國を命ぜられて十八日出發、五月十二日萩に著き、松本村宇清水口の親類高洲家に寓居中の父が許に預けられて屏居、待罪の間、嘗て水戸に至つて國史、國體學の何ものかを始めて知らされ、それから目的の東北に入り、其の地方の民情、地勢、特に北門防備等を視察した彼の細緻な印象と體驗が、悉く前後の紀行文中第一の名文を以て稱される「東北遊日記」となり、且其の行途中既に發せる家郷及び友人等への書翰となつたのである。取分け本行の日記を増訂、推敲して整稿する傍ら、盛んに國史、國體學を強讀且抄出に専念したのみに止まらず、銳利な其の經驗から、爰に思想上にも精神上にも一大轉機を創發せしむるに及んで、松陰は其の没頭、研究場裡から假りの號を立てたのが、壬子歸國後讀書抄出目録中の嘉永五年九月七日條に「蓬髮生」と畢りに「松陰蓬頭子」と二號を並べし其のうちの後者を以て、とりもなほさず自分の正號と定めるに至つた。乃ち之が松抑々陰なる使用の始めて、詰り彼は謹慎して東北亡命罪の裁決を待つ間、國史の勉強から假りに戯號した蓬髮生てふより、一步進めて蓬頭子(後チ生トモ)とし、更に自己の現想を表微せしむる爲め、超越的の正號を案出し、「松陰」と撰定したことにならう。此れは大いに興味ある問題で、又東北亡命と切離しては解釋されない。

是れより先松陰の幼名が虎之助であつたのを、天保六年叔父吉田大助の養子と爲り、尋いで其の歿後を續ぐ

に至り、彼は始めて大次郎と改めた。然るに後ちの嘉永五年十二月九日、東北亡命旅行の罪に因つて、遂に毛利家を追放されたが、爰に又思ふ所あつて、從來の大次郎を松次郎と改めた。けれど藩主が彼の將來を惜んで、父百合之助に内諭し、他日の報效を期さしめ、向ふ十年間諸國修業を願出でた。藩は其の旨のある所を知り、直ちに許可したので、翌六年六月二十六日松本村を發し、更生の旅に上つた。乃で又彼は三度び通稱を改へて寅次郎とした。但し以後は變更しなかつたのである。

さて茲に及んで想到すべきは、彼の正號と決定した(同年十一月と思ふ)松陰の意こそ、郷里松本村に因んで命名したのは、前出自署中の例や彼の松下村塾記、其の他手紙や詩句などで屢々領かれる。扱又是れより先假りの戯號なる蓬髮生から、尋いで蓬頭子と爲すに於て、其の以前か同時か直後か將又十一月十一日か明證されぬが、兎に角是の最後の月日に二箇を書竝べて「松陰蓬頭子」としたのは、注目に値ひすべきことで、彼の精神的轉機と關聯し、重要な認められる命號であつた。殊に彼の思想的劃期を有力に傍見されるのは、同年十二月と明る年正月に通稱を改めたことでないか。孰れにしても東北亡命旅行より干繫、結果した思想の轉回を意味する命名と斷言してよからう。

更に驚異的に注目を牽かれるのは、松陰てふ號の撰定まもなく、爾後彼が歴々たる殉國的運動へ身を投するに及び、其の爲め常に不撓なる決意を以て、之に臨む信念を自ら表徴する爲め、又別の號を立て、「二十一回猛士」と命名したことである。併しながら是れ亦曩の松陰の因由と相俟つて、双對的に連携した偶然否必然

の立案であつたと謂へよう。

元來松陰の斯の數字的異號に就いては、後ち安政元年(東北亡命後三年目)十一月二日萩の野山獄(下田踏海罪ニ因リ、江戸傳馬獄ヨリ之ニ移サル)中に於て、前後奮奮の動機、信念を披瀝せる即ち「二十一回猛士說」で詳しく述べられたのに、先づ據ると、

吾れ庚寅の年を以て杉家に生れ、已に長じて吉田家を嗣ぐ、甲寅の年(安政元年三月二十七日夜、下田碇船ノ米艦ニ投シ、彼ノ國ニ密航セントス、拒ミ還サレテ明日自首シ、四月十五日傳馬獄ニ拘致サル)、罪ありて獄に下る、夢に神人あり、與ふるに一刺を以てす、文に曰く二十一回猛士と、忽ち覺む、因つて思ふに、杉の字は二十一の象あり、吉田の家も亦二十一の象あり、吾が名は寅、寅は虎に屬す、虎の徳は猛なり、吾れ卑微にして孱弱、虎の猛を以て師と爲すに非むば、安んぞ士たることを得ん(下文後ニ分収、繼看、但シ原漢文)と冒頭に、其の由來を述べたので、先づ該の命名所以と數字の説明が試みられてゐる。

幕府は松陰の去る下田密航未遂罪を斷じ、同年九月十八日毛利氏の麻布藩邸に移し、二十三日江戸より艦送せしめ、十月二十四日萩の野山獄に繋いた。乃ち其の翌月に前引の説を作したのである。然るに同二年十二月十五日萩藩が野山獄に置くのは、過當の評があつたので保釋的に父に預け、其の家の一室に禁錮させた。彼の松下村塾は斯の幽囚室の講述から濫觸されるのであるが、翌三年春に及んで、更に「續二十一回猛士説」を追述し、猶も是の前後間の心境を自ら強調した。即ち、

余前に二十一回猛士の説を著し、又三餘、七生の説を撰す、幽囚の室、半間に膝を容れ、右に三餘讀書の四字を題

し、左に七生滅賊の四字を題す、日夜優悠として其の間に坐臥す、族人交々謂ひて曰く、今試みに三を以て七に乘すれば、亦二十一を得ずやと、余躍然として曰く、善し吾が心を獲たりと、因つて其説を續いて曰く、三餘讀書は七生滅賊の本なり、七生滅賊は三餘讀書の効なり、其本なくして其効ある者は、未だ之れあらざるなり、（下文略、但シ原漢文）、右の如く、正續の説何れにも二十一なる數字に就き辯明してをる。

畢竟之は獄中或は杉家幽囚中に於て、彼の夢感通り率直に記述したのであらう。然し夢想に據る斯の二十一なる數字的算定の心的根抵、原因、影響は、東北亡命前後間に熟讀し、又友人、門下に勧めて措かなかつた支那の二十一史より享けた深刻な印象と、又其の私淑から發した夢現上の構作であつたと推定したい。東北亡命の行きがけに、豫ねて憧憬した水戸學を實地に見てより、自己の學究と思想に一大革命を喚起され、江戸及び鄉藩に歸來、縱ひ屏居待罪に在ると雖も、遽に老大且難解の國史、國典類を貪るが如く涉獵、抄錄し、其の爲めの寢身的境裡から彼の蓬髮生なる最初の戲號が案出され、續いで松陰の正號を創定されたが、猶且二十一史は勿論、彼の國の資治通鑑や其の綱目、史記の如きは決して棄てず、依然其等を熟讀したのが、松陰の遺著や書狀に多見される。詰り彼が夢の神人より啓示された二十一なる數字は、恐らく二十一史の熟讀、私淑の強意識より促された現象であると言ふに憚らぬ臆測の例は、彼の遺稿と書信に夥しく得られるが、今煩しいから省き、但だ其の成立を知るに資せらるゝ肝心な要文を擧げてみよう。

松陰の現存書狀中、自ら「二十一兒」を自署し、同時に之を發表した抑々の最初と見做されるのは、前顯表示のやうに、安政元年十月二十四日頃と思はれるが、當時萩城下の野山獄より其の東郊なる松本村字新道に居

住した父との贈答狀である。

是れより先嘉永五年六月十日、江戸に在る土屋矢之助が、松本の父宅に拘囚されてゐる友人の松陰に遣つた狀中に、

（前文略）、幽囚中、二十一史研之精之、古今之得失、治亂之興敗、聖賢姦邪之進退出處、奇節偉常、山林瑰奇之士、尙而論之、豈不一大快事、（後文略）

の如き激励の言葉にも、幽囚中彼が二十一史の記事に對する大きな興味を牽かれてゐたのに想到すべきではないか。同六年正月松陰の父は是れまで清水口の高洲家に假寓してゐたが、是の月（日不詳）同村字新道に借家して移つた。其の翌安政元年に松陰は彼の下田沖米艦搭乗罪の爲め、傳馬獄に繋がれて居つたので、江戸にをる土屋が、同年九月四日彼れに遣つた手紙に、

（前節一行略）、幽囚之情況如何、艱乎苦乎、將大快乎、靜ニ坐一室、回ニ視去年以來之履歴、（東北亡命待罪裁決ヨリ、下田踏^{タマニ}マデニ係ル）想ニ其所得可レ知也、（下文略）

恁うある。但し右には二十一史のことを書いてゐないが、前々年の状と異文同意に外ならぬ。

さて二十一回猛士の別號を確立した初見は、同年十一月一、二日野山の松陰と松本の兄の往復書面に據る。次に該の本文（松陰）を掲げると、

一二回兒とは、何と云事かや、（以上ノ回以下の傍ニ、松陰之ニ復シテ「別紙之通」ト註ス、別紙トハ即チ「二十一回猛士說」ヲ云フ、次文略）

斯くして彼の二十一回猛士説は、始め家兄て曾つたのである。

其の後僅に五日、梅太郎から然も「二十一回猛士坐下」と最後に宛書きした狀が獄内に届けられ、又之に松陰が傍記して答へた兄弟の往復に據つて、其の動機や命名所以が、余の前述推論に對して殆ど的中的一致してをり、即ち次の通りである。

二十一回猛士之說、可レ喜可レ愛、畜レ志井レ氣尤妙、然至レ今十八回之猛アラバ、タマリ不レ申、莫ニ多言ハ々々々、汝之此言、幕裁綾ナリトモ、藩議下レ獄ス所以ナリ、莫ニ多言ハ必族(セ脱カ)ラレン、吾願クハ以ニ二十一回之猛ハ彼ガ二十一代之史ヲ歴觀シ、治亂興亡ノ然ル所以ヲ胸中ニ畜ヘ、有用之大著述アラン事ヲ、聞、史馬子長在レ獄、輯ニ史記ハ汝亦敵(ヘ脱カ)、(下文略)

且又右を松陰自らが裏書きしてゐる例を引くと、同年十二月二十四日記に曾つて云、

一漢土沿革圖モ傍ニ書テアルコトニ削ルベキコトアリ、増タキコトアリ、因テ(資治)通鑑并二十一史中ヨリ抄錄シテ、
沿革圖付錄仕リ度候、(前後略)

以上に總括、二十一史にいたく傾向してゐたのが剝切的に認められよう。

松陰は既に死んで、彼の「三餘説」を撰し、自ら警め且讀書して最も奮勵するに力めた。其の翌年三月十五日彼れ復た「七生説」を作し、七生報國の絶對信念を披瀝した歲の七月八日、既に江戸より萩に歸つてゐた土屋が、新道の杉家に拘禁中の松陰に遺つた手紙の末文に、

而發二
有二間然一而發ニ
爲喜者上
生字爲レ
遇ニ
問以レ
老母以養
兒童以養
益明不益更
研山道山

春草之歎一何哉。嗚呼是所以爲二十五回猛士也。

發見的の意味に於て、羨望し謳歌し激勵したのと、全く同じであると言つてよからう。

斯くの如きは實に彼れの天成的教育家の素質を物語るもので、後ち期の境裡の中から毫に絶學の振興を試み、則ち之が即て天下に呼號する根本と爲つた。同四年十一月五日松陰は杉宅地内に在る小屋を修補して村塾に充

(前文略) 以二十一東方貢酒通鑑一名自轉在二

ところで松陰の殉國的信念號なる二十一回猛士の二十一てふ算定由來は、姑らく既述の自説に従ふとするが、然しその所以が孰れにあつても、要するに彼は一生に於て國家の重大事に身を投じて盡瘁せんとし、従つて該の信念を達成するまでには、畢竟夢の神人の諭しを遵つて、二十一回の受難、窮屈を覺悟し、其の全回を遂行して止む、不撓の決意を偶する別號を本號（松陰）の外に案出しで使用するに當り、自己の大義明分を之に行けた意識を以てしたのである。實に斯の別號と云ひ、眞の正號と云ひ、彼の思想、信念を各自に支持し維持する偉大な表徵の名稱であると謂へよう。

是れより先、彼が始めて「二十一回猛士説」を作し、其の數字の由つて來るを述べた次ぎに、

吾れ生來事に臨みて、猛を爲せしこと、凡そ三度びなり、而るに或は罪を獲、或は誘を取り、今は則ち獄に下りて、復た爲すあること能はず、而して猛の末だ遂げざるもの、尙十八回あり、其責も亦重し、（前文既ニ分掲、繼看、後文略）かうある。當時（安政元年十一月）彼が斯る強力信念下に、用猛せしこと早くも三回であつた。即ち第一回は東北亡命旅行、第二回は嘉永六年六月四日米艦が浦賀に來たのを聞くや、松陰は直ちに赴いて探査し、十日江戸に歸つてから、時局の急迫を慨し、曩に東北亡命の罪を以て脱籍し、現在は唯だ他日の報效、再勤を自他より瞻望せられる諸國修業の身なるをも顧みず、八月に至り將及私言なる外夷の侵禍に對する策の建白文を、毛利の江戸邸吏に呈したのが、幸ひにして藩主に達見せられた。然るに藩の要人中には彼の越權、過激の行動を誹謗し、剩へ追放中の身を以て之に出づるが如きに於て、將に罪に問はんとする形勢さへ起つたのも恐れず、尋いで急務條議、海戰策、急務策、急務則、接夷私議などを順次に作して藩に呈し、或は要人の覺醒、奮起に資した。斯の將及私言以下の上書若しくは撰述を以て、後年松陰は自己用猛の第二に算えてをり、又三度目は翌安政元年三月彼の下田蹈海罪を以て、幕府の傳馬獄に投ぜられたのを云ふのである。

愈々幕府が最後の手段として、彼の安政の大獄を起し、尊攘の公卿、僧侶、神官、浪士といはず、各所に之を捕縛して江戸傳馬獄に拘致するに出でた、果せる哉其の六年五月十四日、萩藩にも亦松陰をして東送の命を下した。序でに之の前後に於ける彼の居所と、松下村塾の起閉に就いて言つて置くと便宜がよからう。是れより先同二年十二月萩藩は松陰を釋し、松本村宇新道の父杉宅に下げて幽し、外他に接するを禁じたにも拘は

らず、軽て近隣の子弟中には、密かに來て講授を受ける者があつた。夫れが漸次加はつて、自然に非公式の村塾を創る基となり、年を越す毎に盛んになつたが固より塾名は無かつた。然も當時前後、既に松陰の叔父玉木文之進の開いた「松下村塾」の名は、外叔久保五郎左衛門が新道より直近の清水口に之を受け製いて經營してゐたのである。けれども松陰が杉家の幽室に於ける邑學は益々潛盛力を示し、従つて外叔の松下村塾生中には、又窮に來て學ぶ者があつたので、爰に知らず兩者の生徒が殆ど一體と爲る優勢に赴いた。

安政四年十一月五日、禁錮の松陰は外叔と戮力して杉家の宅地内に在る小屋を修補し、八疊一間を得て之を村塾に充てゝ開いた。爾來松陰は幽囚室に居ると雖も、時には塾に臨んで教學を支持した。是れが松陰の謂はゞ松下村塾としての個人的建物であつたが、未だ有罪の身であるから表面の塾主は外叔であつたことになる。故に其の際松陰と久保氏は事實各自に新舊の塾舎を持つてゐたが、松陰の殉國的邑學教育は隱然として松本村の内外に聞えるに至つたので、何時しか舊塾は之に合した形となり、其の名は新塾の方に實は合體して了つたのである。元來久保氏の塾は居住を兼ねたところで、松陰の新塾が盛んとなつても廢したのでなく、詰り松陰なる人物を中心として、兩塾生の爲め一塾的に協同して併用したまでゝあらう。

其の後に及び、新塾は生徒の増加と共に必然狭隘となり、三疊と七疊半二間を増築して落成したのが同五年三月十一日で、以來松陰は概ね塾生と寢食を共同した。然るに松陰の村塾教育が漸く藩の信する所となり、其の年七月二十日特に禁錮の彼をして門人を塾舎に引見せしめ、始めて吉田家學に限る教授を許可した。爰に及んで彼の村塾は公然獨立の形體と爲つたのである。蓋し世に謂ふ松下村塾の創成、基礎は、夙に松陰が杉

家に保釋以後に發せられたのは言ふまでもないが、苟しくも幽囚の身分を以て村塾の主宰者となり、家學教授を官許されたのは、實に右の年月日である。爾來松陰は村塾を擁して諸書を講じ、尊攘を討究し、殉國的教育を課し、剩さへ窃に幕府要路者の暗殺を指命する如き過激の行動ありとて、藩は之を危險視し、遂に同年十一月二十九日松陰を復た杉家の一室に嚴囚せしめた。茲に至つて彼の公然經營せる村塾は僅に前後六箇月で閉鎖した。又曩に杉宅地内の小屋を修補し、塾舍に充てゝ窃に開設してからすれば、一年一箇月である。然し夫これまでの彼のが學績と思想的効果は實に偉大で、今一々歴舉するまでもなからう。其の翌月五日藩は村塾教育間、松陰を事毎に不穩の所爲ありと認め、再び野山に還すことゝした。爰に於てか彼は之を用猛の第四に算え、二十六日に至り進んで入獄した。

安政六年は松陰、最後の殉國的永訣に係る。是の歲五月十四日野山から彼れを東送せしめる、幕府の命令が萩に達した。けど彼れは既に生歸を期せず、十六日門人松浦龜太郎に紀念の肖像を寫させ、又自分が之に賛跋した辭章は、餘りにも勁烈、悲壯の雄文を以てした。其の前者のうちに、

滅賊計を失す、猛氣二十一回、人狂頑と譏り、鷙黨衆く容れず、身ば家國に許し、死生、吾れ久しく齊しうす、(前後略、原漢文)

此ぐ其の全信念を吐露し、猶後者の文末に「二十一回猛士藤寅撰并書」と自署して結んでゐる。

然し未だ萩を立たなかつた松陰は、同月十八日甥の兒玉萬吉に與へた詩狀には、既に用猛の四回を報じてゐる。即ち、

錄_二近作_一與_二姪阿萬_一

韻事多年冷若灰、用レ猛醜餘十七回、獄中今日逢_ニ人日_一、自怪餘情及_ニ野梅_一

二十一回生自云、亡邸、入海、上書、再獄、平生用レ猛凡四、今猶餘_ニ十七回、故作_ニ此詩_一時已未也、其五月有_ニ圖左之行、想當_ニ復用_ニ一猛_一也、

十八日(安政六年五月)

松陰

又翌十九日、小田村伊之助等に與へたのに、

離合休_レ雷男子巾、一回用レ猛_一回新、吾州我_レ去何加_レ損、松下陰深更有_レ人、

實にかくの如き不撓の信念を抱き、同月二十五日彼れは野山獄より無限の憂國慨世的思ひを残し、櫻送の人と爲つて萩を發した。松陰亦之を用猛の第五に算えてゐる。嗚呼併りながら二十四日彼れが江戸邸に著すや、幕府は七月九日傳馬獄に再び投じ、十月二十七日獄舎外の處刑場で斬り、二十九日千住小塚原に葬つた。時に三十歳。斯くして二十一回の用猛は、僅に五回に至つて無念にも終止した。

さて前に戻るが、松陰なる其の正號、又別號の二十一回猛士てふ各字義的意は、既述の如くであるが、其の命名動機、所以、結果は、悉く東北亡命旅行より歸つてから關聯した經驗上の之が發案であり、決定であること、彼れ自身の東北遊日記、壬子歸國後讀書抄出目錄(數本アリ)、二十一回猛士說、續同說以下關係書狀、自像質跋等で全く之を證してゐるに明かである。之れを要するに松陰の殉國的運動の信念は、二十一回を以て

終りを告ぐるの決意を抱懷し、披瀝したのに拘はらず、遺憾ながら該の第一用猛の東北亡命より算え、早くも第五回目に遭遇して仆れた。實にかく短く止つたのは、自他共に遺恨、痛惜の極みである。

然々惟ふに松陰が嘉永四年十二月江戸邸出奔を劃して、爾後繩に安政六年十月刑死までの間、歴々たる其の殉國的精神と實踐運動は、とりもなほさず東北亡命旅行より體驗せる、思想上の轉回から動機した結果と見定めるに、最早何等の差間へがなからう。彼れ自らの二十一回猛士説こそ、其の第一用猛を以て之を義の東北亡命旅行に端を發し、續いで第二第三と遞加して往つたのにも想到すべきでなからうか。

東北旅行關係記事補遺

一 講書抜萃（既收十章参考一、二節ト併看）

(一) 吉田松陰（奥州人）安藏良齋入門願書

覺

拙者儀、此度軍學爲稽古、被^ニ差登^ニ候處、安積祐助殿方折々罷越、文學をも兼學仕度存候間、被^ニ差免^ニ被^レ下候様奉^レ願候、此段宜様御沙汰可^レ被^レ下候、以上、

(嘉永四年)
四月晦日

吉田大次郎(花押)

伊藤半兵衛殿

(刷紙)
申出之通、被^ニ仰付^ニ候事、○東京市吉田

（奥州人）茂子藏、吉田

(二) 吉田松陰山鹿素水入門願書

覺

拙者儀、軍學稽古として被^ニ差登^ニ候處、山鹿素水軍學功者之儀に付、彼方江龍越、稽古仕度奉^レ存候間、被^ニ差登^ニ被^レ下候様奉^レ願候、此段宜御沙汰可^レ被^レ下候、以上、

(嘉永四年)
六月朔日

吉田大次郎(花押)

(剪紙)
申出之通、被差免候事、○前同

死常置心、辛亥(嘉永四年)初
秋、應吉田之需

(三) 山鹿素水箋

○吉田
家藏

素水 山鹿補書(印)

(四) 岡村閑翁名刺題詞 ○奈良縣郡山市
安元年蔵

題吉田松陰名刺、○嘉永六年五月四日、松陰、五條森田節齋塾ヨリ東上ノ途、郡山城下ニ當時ノ藤川定二、後ノ岡村達(閑翁ハ晩年ノ號)ヲ訪問セシ時、玄關ニテ示シ、「松平大膳大夫(毛利敬親)内」吉田寅次郎、ト二行ニ書ケル紙片ヲ、明治四十五年頃、安元彦助ノ懇望ニ應ジテ呈

セシ時、ソノ所以ヲ記シ、且七絶二首ヲ賦シテ之ニ添ヘタルニ係ル

嘉永癸丑之歲、吉田松陰受ニ森田節齋先生、○藤川ハ郡山藩儒者同冬齋ノ子、節齋ニ就キテ之命、齋下其與ニ齋藤拙堂○伊勢津藩儒員、書稿本上而來、使ニ余淨寫焉、○本月朔日五條ヲ發スルニ際シ、節齋ヨリソノ書牘、及ビ「國學匡謬書」ノ稿本ヲ託サレ、且藤川ニ後者ノ淨書ヲ依頼セシメラレテ、四日午前頃訪問シ、午後二時スギ郡山ヲ發足シ、六日津ニ入ル、七日拙堂ノ子徳太郎、松陰ノ旅舍ニ至リタレバ、節齋ノ右書信ト著稿ヲ渡シ、十日拙堂ヲソノ山莊ニ訪ネテ會シ、明日美濃ニ道ヲ取リテ東下ス、即チ魯三郎ノ號、與ニ松陰一縷交不淺、將欲ニ裝潢以計ニ永存、請レ割ニ愛之、余養老、不能レ無ニ散失之患、因

快諾附ニ與之、賦ニ絕句ニ云、

一面披襟如ニ舊知、世平談未及ニ蠻夷、詎圖猛士猛ニ於虎、猶記賢良溫厚姿
謹嚴筆跡見ニ深衷、彷彿猶如接ニ下風、誰料勤王雄大氣、自含僅々小箋中、

(五) 業餘漫錄 ○嘉永壬子五月十八日、作

清水寓舍、○萩松陰神社藏

津輕ノ封タル、僅二十萬石ト云ト雖モ、土廣、民衆、他ノ同列侯國ノ比ニ非ズ、士卒ノ數、大略次ノ如シ、番即士、大將ナリ、騎士三十名、ナルモノ十二人、五十騎、騎士三十名、ナルモノ三人、此頭ハ家老也、鄉士八十二人、一組四十騎、騎士三十名、ナルモノ十二人、五十騎、騎士三十名、ナルモノ三人、此頭ハ家老也、鄉士八十二人、」大組物頭三人、與力五騎、足輕五十人、小頭十騎、持筒四與、持弓二與、小頭共三十人宛、諸手足輕十仁組、足輕二十五人、小人五人、城付物頭五人足輕三十人、小頭共、外ニ御足輕ト云モノ數隊アリ、平常每歲隊ヲ分テ、熊ヲ打ツト云、」右山鹿素水翁ノ話也、翁ハ本、津輕弘前ノ士人ナリ、
津輕の足輕十六陣法、」津輕ノ先候、山鹿素行ノ門人ニシテ、足輕ノ十六陣法ヲ受ク、爾來物頭一員ヲ命ズル毎ニ、公必ヅ親ク其陣法ヲ傳フ、物頭命ヲ蒙リ、先役ノ宅ニ至リ、先役、乃組下ニ各弓或ハ銃ヲ取ラセ、新役ト共ニ操場ニ至リ、先役、新役共二十六陣法ヲ習シ終テ、新役足輕ヲ從ヘテ、宅ニ歸ル、足輕ハ皆物頭ノ宅中ニ定詰シ、弓銃ハ其玄關ニ飾リ付置クト云フ、

(六) 舊鈔 ○節錄、萩松陰神社藏、但シ本書ハ弘化三年ヨリ嘉永マデト、
ナホ東北遊歴前後ニ係ル記事ヲコレニ合綴シタルモノ、

鳥山新三郎、房州朝夷郡人也、

村上寛齋、羽州庄内人也、其先出_ニ佐藤信忠、々々十七世孫成盛子、東海林隼人介成政、守_ニ羽田川郡飯盛山城、與_ニ上杉景勝一戰、飯盛山在_ニ最上河邊、奥州信夫郡福島傍近某寺、藏_ニ信忠夫人手書源氏物語、

奥羽軍談(福島西北二里半、澤(鯖、即チ佐波ノ田川郡下余目組官物根村太右衛門家、藏_ニ羽源記)、

北條秀英、一向僧從、越後蒲原郡三條_ニ寺僧也、三條、村上侯封地、歲入二萬石、湯_ニ三十里、新

羽州田河郡田河村溫泉生_ニ硝、清川近所、羽黒山ノ後、アデラ澤砂金、

(七) 櫻任藏和歌 ○吉田茂

子藏、

春風に浪華の梅のほころびて千代の昔の香に匂覽

月カ_ニ、松陰先生東北遊中、水戸_ニ於テ、櫻任藏ノ贈リシモノ、トアリ、但シ日記ニ

任藏ト水戸ニ會セシコト見エザレハ、江戸_ニ歸リ、後チ贈ラレシモノニアラザルカ、

(八) 遊東日記

○東京市有

○嘉永六年三月十五日、國友半右衛門、末松孫太郎、永島三平ト共ニ熊本ヲ發シ、途中佐分利定之助(以上何レモ熊本藩士ヲ加ヘ、先ツ萩ニ至リ、杉梅太郎等ト往訪、會見ス、尋イデ一行畿内、伊勢ヲ巡リ、東海道ニ由リテ江戸ニ著キ、八丁堀藩邸、ソノ他ニ滞在ス、尋イデ一行中(永島、佐分利ハ江戸ニ残ルベシ、國友、末松二人日光ヲ見物シ、水戸ニ遊ビ、復タ江戸ニ返シ、國友(末松モ一緒カ)、九月十八日歸藩セリ、次ノ文ハ國友ノ右日記ヨリ松陰、江幡以下ニ係ルヲ抄引ス、

(嘉永六年三月)晦、晴、八鼓後杉梅太郎來見、擊劍師内藤作兵衛來、與見_ニ村田織部、○清々々年七十一、○下

三日、晴、○中夜杉梅太郎來、飯酒悲歌、至九鼓而去、

(四月)廿一日、晴、五鼓後見_ニ鳥山新三郎、邂逅吉田寅次郎、○下

(六月)廿一日、晴、五鼓後見_ニ吉田寅、松浦竹四郎、會于魚住氏、○下略、既收同年

廿三日、晴、五鼓後與_ニ吉田寅_ニ見_ニ佐久間修理、○中夜與_ニ吉田寅、松浦竹四郎、會于魚住氏、○下略、既收同年

常陸之人

○吉田家ノ説明書

常陸之人

○吉永五年(正

常陸之人

○吉永五年(正

ノ宮部鼎藏ニ遣レル狀、及ビ同年七月念(二十)三日、同ジク永井芳之助ニ與_ニ興ヘシ狀中ノ「宮部、那珂」云々ノ一節等ト合看、

廿四日、晴、與_ニ吉田寅、見_ニ羽倉外記ハ、略、○下

七月朔、晴、朝下痢突瀉、腹痛如割、四鼓稍收、暮吉田寅問_ニ病、

三日、晴、五鼓後、吉田寅、長原武來見、武者濃州岩手人、山鹿素水高弟也、與_ニ吉田寅_ニ見_ニ大槻盤渓、不_ニ在、

送見_ニ佐久間修理、九鼓歸、

廿五日、晴、五鼓發_ニ八丁堀、送客數人、藤林健、松本至_ニ江戸橋、吉田寅至_ニ淺艸、門入_ニ淺草寺北隅茶店、與_ニ

送客_ニ飯_ニ酒、略、○下

八月朔、晴、五鼓發_ニ今市、○下八鼓後至_ニ宇都宮、得_ニ南部人江幡通高、○五郎ノ名、通正ナレド、本年既ニ通高ニ改

合見ス、但シ江幡ヲ那珂ト改メ、同宿_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

シモ、凡_ニ同時ナルガ如シ、_ニ角屋某家、與登_ニ宇都宮社_ニ下_ニ瞰城、々々本公綱_ニ宇都所レ居、遇_ニ會津人大竹捨

十七日、晴、四鼓同平山玄民^一發^二八丁堀、諸子送至^ニ麴街、登^ニ酒樓^一飲決、通高有^レ詩、曰、氣節文章兩等閑、懷携^ニ書劍^一入^ニ鄉關、羨君歸生有^ニ餘計、先訪甲州天目山、余以^ニ三月十七日^一發^レ家、今以^ニ八月十七日^一始趣^ニ歸程、^(赴)
幾旦^ニ六月^一、○本年六月二十三日、松陰江戸^ニ於^テ國友ト始メテ相識ル動機ト、爾來ソノ親交ハ同年九月十八日江戸ヲ發シ、
狀井^ニ長崎紀行^ニ見ニ^一、参考、又本年宮部ハ熊本ニ歸藩中ナリ、

○前ニ長文ノ一節

(八)

吉田松陰書狀

○阿武郡瀧
アレド、略ス、

肥人等^{、詳言下與ニ大兄快論狀上}、分レ來リ、第一ニ佐分利來ル、○以上ノ四人ハ前後ニ屢々云フ末松、國友、佐分利定之助、及ビ永島三平ニ矩方引ニ之鳥山家ニ同居仕候、永島、末松も來り、度度出會仕候、國友も來り候ヘ共、未ニ面話^一、異變中^ニ○本月米浦賀ニ來航^ノ驚甚繁雜ニ御座候、前三月^カ蟹行學^一○語漸初め申候、今日得^ニ寸暇^一讀ニ高教^一、○コヽニ云フ書狀、今見遣ラレシモ^ノナラン^{、乃爲ニ之答^一}日、少瘡再發、絕無ニ其患、萬祈^ニ放念^一、○下、
○次ニ短キ文、四節アリ、略ス、

宮部ノ書、懇復數百言、先日託^ニ佐分利^一爲ニ之答、

○次ノ三節

ヲ略ス、

(嘉永六年)

(在松本村、杉梅太郎)

家大兄案下

頃弟(鳥山ニ寓ス)
吉田寅次郎

矩方再拜

杉、○松陰玉木^一之進、父文御轉宅之事、御安心奉^レ察候、

○次ニナホ三節

アレド、略ス、

(一〇) 吉田松陰書狀○東京市長

此人、肥人○熊本藩士佐分利定之助者、好ニ讀書^ニ詩文、蓋風流淡雅之士也、頃大發志、欲下修^ニ洋學^一講^ニ兵法^一、^{(嘉永六年)^ニ三十}與^レ僕同寓^ニ梁山泊^一○鳥山宅、佐分利子、將下訪^ニ足下^一叩^ニ高論^一因^レ便及^ニ僕事^ニ晒亮是^ニ祈^一、六月盡日、矩方白^一、^(マ)

長原比戈兄足下

(外封) 西ヶ久保、竹中圖書介様御邸内、

長原武君

(一一) 吉田松陰書狀

○攝津渡邊
原坦藏、

得次郎藏、

(嘉永六年^ニ日ナシ) 七月念三、末太郎^一○末松孫國^一○國友半^ニ子、將以^ニ近日^一發上、促^レ書甚急、把^レ筆書^レ意、々思^ニ極出、隨出隨書、語無^ニ倫次[、]推讀是^ニ祈^一別無^ニ奉^ニ尊大人君^一○芳之助ノ父^一書上、闕禮、萬祈^ニ包容、^(在江戸)
状方再拜

(永井芳之助、水戸ニアリ)

順正老兄案下

○コレヨリ本文ナレド、既ニ本論及ビ参考

(一二) 自敍簡約松浦竹四郎傳

○雜誌世界九
八號所收、

嘉永癸丑○中廿二日○七此頃日々長州中村百合之助、赤松孫太郎、吉田寅次郎、肥後末松孫四郎、魚住源次兵衛、國友某○半右衛門等國事を談じ、又南部なる那加某○安藝剛(五)も來事、○以上前

(三) 吉田松陰書狀○水戸市永井道明藏

肥藩宮部之知心友末松孫太郎、國友半右衛門、頃將レ至ニ尊○水戸藩、國友好文、而末松修武、皆有志也、僕與ニ二子交、無レ異ニ於宮部、足下素知宮部、而未知ニ二子、願相與論レ文較レ武、以察ニ二子之志、則不ニ特宮部之願、

實僕之願、宮部無レ書、蓋由ニ二子發輶事急、勿ニ以爲レ念焉。

○年月日ナケレド、按フニ既收嘉永六年七月廿三日芳之助宛ノ同人狀ニ添附シタル別狀ナルベシ、ソノ狀ト併看

矩方再拜

(永井芳之助)○松陰山ニ、永井ハ水戸ニ在リ、

順正雅兄

山ニ、永井ハ水戸ニ在リ、

(四) 自敍簡約松浦竹四郎傳○前顥ト

(安政元)嘉永七年寅月○一 身はかはらで、下谷竹町なる矢部金三郎の長屋に、一間をかりて、六疊の疊を敷ならべて、机一つに手行李斗にて暮し、土鍋壹枚にて暮す、其朝夕往來するものは、舊臘歸府したりとて、吉田寅次郎、肥後の宮部鼎藏、并に野口某○直之なるものを同道來りぬ、

十八日、鳥山、郎、新三、小澤、兒玉、大沼、南摩○三郎ナ吉田陰來る、

(五) 吉田松陰詩○松陰詩乙卯稿所収

次ニ大槻○仙臺士磐溪、嘗テ嘉永四年十月頃、松陰、山鹿素水塾ニテ磐溪ト初見シ、尋詩、并引十三日、

大槻不レ待レ論、狂詩一篇、浮薄淺露、無ニ譯蒼之色、淳厚之氣、意必好事、書生之所レ爲、而非ニ精忠憂レ國而然ニ也、然使人一誦稱レ快、則亦過ニ大槻詩一遠矣、余試、因レ韻布レ字如レ此、辭雖レ不レ及ニ詩、天下後世、或

有下悲其志者上

英雄志定守以一、詢謀僉同龜筮吉、畢竟大計無ニ多緒、外張ニ威武、内富實、洪水汎濫誰塞レ源長、鯨怪鱷幾秋春、神禹逝矣世寂莫、孤舟失レ舵不レ知レ津、衰宋畏レ敵議ニ和好、僅策ニ戰伐、目爲レ暴、醫兒邪說何暇レ論、待看邊塞有ニ捷報、

(六) 吉田松陰詩○乙卯稿所収

有レ憶ニ長井順正、○水戸士永井政介ノ子芳之助、但シ松陰ノ東北遊日記、及ビ嘉永五年

士寧爲レ玉碎、切勿ニ爲レ瓦全、與レ君論ニ此語、回ニ首又一年、當日金臺下、墨奴泊ニ火船、幕議尙ニ寛大、措置都從權、書生張ニ蒿目、罵哭欲レ爲レ顛、君曰當ニ此際、義寧可ニ遷延、横中盈ニ尺壁、堪下向ニ國家ニ捐、吾曰理乃爾、時勢轉變遷、滿世如ニ塗泥、投レ玉似レ撫、既レ未見レ觸ニ頑石ハ、一擲響鏗全、爾來忽參商、相思路三千、吾獨瓦瓶材、破碎有レ誰憐、君自美玉質、願勿レ廢ニ磨研、黃霧雖ニ四塞、上非ニ無ニ蒼天、嗚呼爲レ瓦碎、何如ニ爲ニ玉全、○年月日不詳ナレド

一池部翁○名ハ啓太、ソノ子彌一郎、並ニ松陰ノ西遊日記嘉永三年十二月九日ヨリ、十三日マデノ條ニ見エタリ、蓋シ松陰ヲ初メテ宮部鼎藏ニ紹介セシコト、同月十一日啓太ガ自宅ヨリ、熊本城下ニ宿泊ノ彼レニ與ヘシ狀ニテ知ル、

爾來池部父子ト親交セルコト、以上ノ外、松陰ノ長ハ御聞及も可レ有レ之、老篤、實意ヲ以て御問難可レ被レ成、輕薄なる事ニテハ松本郎、源四ガ人物の落るのみならず、長州之恥也、○松本ガ肥後ニ遊學セントスルニ

一永島三平ノ親友ニテ熊本土、松陰御尋ね可レ被レ成、此人ハ善ク人物ヲ獎勵する人なり、宮部ニ而御問難可レ被レ成候

ハマ相分り候、

○年月ヲ闕ク、但シ安政二年三月

ニ係ルコト、他文ニテ知ラレン

(在萩、源四郎) ○萩市松本

松本生
二郎藏、

(二八) 吉田松陰書狀 ○高知市外青
山文庫藏

○前有一縣氏 ○山縣 東陸日誌、○參一閱、獄中○野ニ而糾力致ニ繕寫候ゆヘイ原本返璧仕候事、奇又奇、使二人躍然併好尙各異、記ニ山林、泉石處、學ニ柳州候積リニ而、作者ハ得意ニ可レ有レ之候ヘ共、拙生が不文ニ而は摸寫皮相ニ趨り、塗抹仕度處多し、尤妄言ハ打置、有用之冊子、篤志之人々ヘハ傳示致度存候、扱又先日拜借之蝦夷地圖、御不用之節、五六日を二三日ニ而も可なり限り、再覽相顧度存候、蝦夷地勢驟然、日誌を讀ムニ苦み申候、○次文一
節略、○次文一
(安政二年七月)

廿四日

(在野山獄)

松陰生

(二九) 吉田松陰寫本跋 ○野山獄
ニアリ

(萩ニアル土屋)
蕭海學兄

(三十) 吉田松陰寫本跋 ○野山獄

(山縣半藏著)
北陸日誌寫錄跋

乙卯 ○安政二年七月、在ニ野山獄中、糾力謄寫、噫使三人困ニ苦于萬里外、風雪、砂礫之間、而吾則安坐、受ニ其樂、亦奇矣、相顧一笑、五明、花逸、靜菴、松陰同錄、○吉田茂

(三〇) 久保清太郎日記 ○東京市久
保清一藏、

(安政二年八月) 廿日晴、安井軒、江行、鳥山郎、新三江行、母病に而國房、○安江歸る由、古賀溪、茶江行、赤又、○赤川又太郎時萩ノ櫻田藩邸ニリシナラン、羽倉堂、○簡江行、口羽ノ通譯、但シ赤又東條庵、○英、ニ而江畑郎、○五、ニ逢略、○前後

下斗米將眞傳 藤田東湖(撰) (三〇)二十一回叢書 ○卷一、二ハ安政三年六、七月、卷三以下ハ四年四月ヨリ

(以下、卷一ノ抄錄、) 紀二櫻任藏、村上寛齋ニ事、鳥山新三郎、○コノ文ハ安政二年十一月二十七日江戸ノ鳥山ヨリ、萩野山獄中ノ松陰ニ遣レル狀ニ添附シタル和文、且長キ記事ナルヲ書寫シテ、本書ニ收メシモノナリ、但シ今コニニ省ク、参考、ナホ同三年正月二十一日松陰ヨリ、外叔久保氏ニ贈リシ狀ト合看、

(書尾) 丙辰六月八日調レ之、

(次ハ右記事ノ讀後跋) 任藏義士也、民之助何者、乃得ニ同謁公侯、寛齋俠士也、民之助何者、乃得ニ同施ニ治療、二子之於ニ民之助、譬如ニ薰之與ニ薫、民之助得ニ子、其臭益顯、則是固爲ニ不幸耳、鳥山翁尙ニ義愛ニ俠、其言津々有味、余於ニ鳥

山及二子、交遊有_レ素、猶不_レ知_ニ民之助、是亦幸矣哉、

四〇六

(三一) 吉田松陰書狀 ○松蔭先生
遺著所收
柿實散人 ○矩方、以上、卷一所收、但シ同社藏
「丙辰幽室文稿」一ニモ同文ヲ收ム、

○前行ノ鳥山の病、誠に憂念仕候、寸翰問_レ病度候へ共、幽囚中故不_レ敢候間、御序可_レ然御傳可_レ被_レ下候、癸丑甲寅等にも、夏中は所詮不快には有_レ之たれども、伏_レ枕程の事迹は餘りなかりしが、當年の病は右等の比には有_レ之間敷、誠に氣候不順、彼是難苦想ふべし、長原_{コト}ノは都合達者にて御座候哉、是も鳥山に匹敵すべき病容、三百里外鬼角按勞仕候、寅次雖_ニ囚居健啖、豪談、前日に比すれば更に甚し、二君に此趣御傳被_レ下度奉_レ存候、且又長原に象山_{○佐久}の文の禮、克々御申可_レ被_レ下候、_{○次文}

(安政三年)

七月十九日

(松本村幽囚ニアル松陰、兄ノ姓名ヲ假用)
杉梅太郎修道

久保清太郎様 ○追申ヲ略ス、但シ末文ニ「五藏折

には」云々ノ一節、既收、繼看、

(三) 讀餘雜抄 四、丙辰秋冬、_{ハ感想ノ雜錄、}○松蔭ノ讀書抄錄、或

北蝦夷地之事、取調之趣、_{同(七)月同}

(八) 日

諸負人、番人、漁業稼方ノ者、晚春ヨリ渡海、總合百三十人、松前ヨリ差遣、夏中漁業致、二三十人居残、冬春中穴居ス、餘人ハ歸ル、八月異國船一艘來、魯夷云、ハツトマリ_マクシユンコタン江海上二日號、ハツトマ

リ_マ長崎江海上五月路、クシユンコタン_タカムサツタ江海上五月路、一晝夜七拾餘里、本小屋十二月、正月迄

ニ出來、小屋二十間、二十九間餘、高二間半餘、

(三) 土屋矢之助書翰

○東京市毛利元
道藏寫本所收

十月廿五日ノ貴東只今落手、薰誦、實御多福ノ由奉_レ賀候、僕無_レ恙、御放慮是祈、婚事既成、_{○桂ノ妹某、來原}_{ニ嫁セルヲ云フ、}此節ハ如_レ弟、如_レ兄御闔家輯睦ノ模様、傍觀御羨敷奉_レ存候_{○中}、吉田先生_{○松陰、杉家幽}著述、讀書無_ニ他志、神州一豪傑、竟不得_レ推_ニ此人_一也、_{○下}略、

(安政三年)

十一月十九日

(在江戸)

桂小五郎様

侍史

○前文「鳥山ノ死、實ニ可_レ憐、兼々世話ニ相成候事故、爰元同志中申合セ、各金二朱ヅ、贈り候間、何卒來島條略」_マ、鳥山ノ死、實ニ可_レ憐、兼々世話ニ相成候事故、爰元同志中申合セ、各金二朱ヅ、贈り候間、何卒來島
○又兵君、櫻任藏_{○常陸真壁郡人、ナド御申合サレ、谷中}○今ノ東京市下_{蒲生君藏ノ碑}碑邊へ一片石ヲ御立被_レ成候様奉_ニ希上_ニ候、下總人間中某、高山伸繩_郎○彦九ノ碑ヲ蒲生墓ノ併ニ立候由、鳥山モ同志ノ人、墓ノ中ニテ語合ヒ候ハ_マ不_ニ寥々_ニ事ト存申候、來島君ト被_ニ仰合、綏々相成ヌ様奉_ニ希上_ニ候、

(三四) 吉田松陰書狀

○東京市長
原坦藏、

○本文ヲ
略ス

(安政四年)

九月一日

(松陰、在松本村)
一一一回生 拜白

四〇七

永原老大兄案下

尙々秋冷、別而御保重可^レ被^レ成候、近來御壯健ニ御渡被^レ爲^レ成哉、頗ル遙念仕候事、

鳥山ハ物故、緒入道○宮ハ一向無消息、天地頗覺ニ寂莫^ニ申候、僕同居友富永有隣^{墓ノ師}之事、在^ニ榮太吉郎、田榮太口上、

「義堂○新三郎ニ數號アル、鳥山新三郎墓、」○以上ノ八字原本輪廓線ニテ開ミ、下文ハソノ次行ニ書キタレド、姑ク一行ニ記ス、碑文ハ五郎○江^七ニ御書セ可^レ被^レ成候、彼其人也、乍^レ去金ノ一件ハ御世話被^レ成間敷候、○既收來原良藏日記先月二十五日條、後收二十四月カ^レ、狀等繼看、

(三五) 吉田松陰詩

○品川彌二郎刊本「己未文稿」所收、眞

次ニ江幡○五郎ナ韵○眞蹟、韻示^ニ實甫、○久坂玄瑞、但シ原本ニハ以示下三字ナシ、

愛死亦男兒、出^レ師不^レ待^レ時、請觀引^レ聖者到底、何能爲^レ愛好也、與^ニ原作愛情之意、不^レ同、○寫、刊

(三六) 吉田松陰書狀

○實ハ半紙四ツ折八頁假帳ナル清狂吟稿、上梓費釀金簿ノ餘白ニ、

此帳、家兄^ニ御渡奉^レ願候、○上文表紙ニ、此清狂、○周防遠崎妙圓寺住職月性ノ號、淡水川^ニ佐世郎、○八十等

へ行居候、散佚せぬ様ニアリタシ、○下

清狂稿上梓、今非^ニ其時^ニ、○當時既ニ松陰、自ラ身邊ノ危急ヲ告グルヲ據レバ、同志、門人等ノ義金^ニ一兩

此ノ刊行ヲ中止セルヲ云フナラン、釀金ハ夫々^ニ據レバ、同志、門人等ノ義金^ニ一兩
清狂吟稿^ニ、○周防遠崎妙圓寺住職月性ノ號、淡水川^ニ佐世郎、○八十等

以下多少ノ差アリト雖モ、口羽(毒次郎ニアラズ、德祐ナラン)、梅^ニ返濟致度候、口羽^ニ壹圓○一益豐^ニ壹方、謂小太郎、久保、益田豊三郎、時山直八、小田村伊之助、高杉晋作、梅^ニ返濟可^レ然候、松浦(松浦ニ幾許アルカ御取合せ、御處置奉^レ賴候、鳥山募金之事も桂^ニ小五^ニ御尋ネ、行衛知レ候ハド、是亦人々^ニ戻セバ妙、此二事、吾亡友ニ關係の事なれば、心ニかゝる故、申上る也、

知^レされば、まゝよ、

(在萩久保清太郎)

清太兄

(在萩久保清太郎)

生平吾負^ニ死友^ニ矣、勿^レ咎^ニ人賣^レ生者^ニ也、十四字、多少感慨、○コノ次行ニ本帳ノ目的ガル「清狂吟稿上梓ニ付釀金簿」トシテ、口羽以下ヲ列記ス、ソノ終リニ、梅太郎宛ノ狀ヲ附書ス、今日恐非^ニ梓^ニ清狂詩^ニ時上也、萬事瓦解、諸友隔絶、無^ニ可^レ爲者^ニ略、

(○年月日ヲ開ケド、前後ノ關係ヨリ微シ、安政六年春(三月カ)頃、

(松陰)寅

(在松本村又三田尻杉梅太郎)

○ナホ留魂錄末條、久坂著江月齋日乘、ソノ他關係詩文等參考、但シ前顯吟稿ハ萬延元年二月ニ至リ、久坂等師命ヲ遵リテ松下村塾ヨリ之ヲ板行ス、又鳥山墓碑

ハソノ生前中、既ニ新發田藩士平井金三郎ニ依リテ駒込(今本郷

區)吉祥寺境内ニ埋葬セシ所ニ、土屋等ト協力シテ建立セリ、

(儀) 小子義、七月九日夕方、西奥揚屋○傳馬獄、牢^ニ入候所、殊の外安樂世界ニテ、大ニ喜申候、仔細ハ一錢ノ儲

も無^レ之、きめ板を背負べき之所、名主代、元奥州福島藩士ニ而、當時能勢久米次郎家來沼崎吉五郎^ニ殺人罪^ニテ入獄、松陰入獄以來、最モ周旋ヲ受ケテ、恩人ト敬稱シ、遂ニ父叔兄及ビ^ニと申人、曾て^ニ小生姓名承知ニテ、入獄即座より

座之隠居と申、座をかし吳、實ニ望外之義^(義)、艱難雖不レ辭、安樂亦自好ニ御座候、此西奥揚屋と申ハ、年來空獄ニ相成居候處、去冬十一月十五日牢屋敷一圓類焼、其後假牢住居ニ而、當六月廿六日西口、西奥兩揚屋相開ケ、其後七月五日より西口ハ東口ニ移リ、西奥ハ東奥ニ相分レ、西口ハ先年ノ通り、女牢ニ相成候、略○中、已來沼崎、西奥之名主代と相成候、沼崎ハ五年已前入獄、人殺之御不審也、右類焼切放ニ付、二等を減ぜらるゝ積ニテ、不レ得レ心ながら致ニ口書候所、五月比遠島被ニ仰付、當十月迄ニハ出帆ナルベシ、是一ツ之殘念也、略○中但シコノ者ニ依リテ、尊屬ヘノ永訣書、諸友ヘ與フ、水戸ノ事ハ實ニ可レ憐、太宰清太衛門ナド逃去候故、其妻せい今隣房女、其僕賴助^(是ハ病死ノ由、斐ビンナコト)、せいの姉婿、奥州信夫郡保原在ノ八郎^(今西大牢ニ生存ス)皆人質ニ捕ラル、せいの捕らるゝ時、江戸より捕人三十人も向ヒ候由、せい自ら言レ之、松本村ニアル久保清太郎、及ビ同ジクカ^(否ラザレバ萩城下)久坂玄瑞ノ連名ニ宛テタル別紙書キ、

(三八) 吉田松陰和歌

よそにのみ見てややみ南常陸なる仙波が沼の波のけわしさ ○安政六年九月六日、松陰、傳馬獄西奥ニアリ、同獄東京市毛利元道藏、

(三九) 吉田松陰書狀○前同

○前赤川○淡、水戸へ學ビ、會澤老先生之門ニ入り、少年中ニテハ隨分才子ニテ、文學も有之、小生舊知○門略、曩ニ野山同囚富永有麟ヲ請願出獄セシメテ塾ノ師ニ迎ヘシガ、自身再び野山ニ投ズルニ及ビ、遂ニ藩之ニ干渉シテ、ニハ候へ共、中々輕薄ニテ、事の用ニ足り不レ申、○赤川、水戸ヨリ歸來、松陰ノ政敵周布政之助ニ隨從スルヲ以テ破門、不烈祖スルニ至ル、小生住居○郷ヘ

萩ノ東隅ニテ、松本○村字と甲所ニテ、同志之會所ヲ松下村塾と申候、○元來松陰、杉家幽囚中ノ私塾ナレド、ソベシ、曩ニ野山同囚富永有麟ヲ請願出獄セシメテ塾ノ師ニ迎ヘシガ、自身再び野山ニ投ズルニ及ビ、遂ニ藩之ニ干渉シテ、富山ヲ脱去セシメ、尋イデ塾ノ一部ヲ破却シ閉鎖スルニ至リ、村塾ノ狀態ハ本狀ニ言フ所トナル、蓋シ松陰刑死後、門人等集リ、日ヲ定メテ孟子ヲ輪講シ、師ノ命日ニ丁リテ祭拜シ、遺書ヲ讀ミ或ハ之ガ寫本、板刊ヲ計リ、又塾ノ先輩ガ師ト爲リテ後進者ニ講授、誘掖スル等ノ會所トセリ、蓋シ村塾ノ精神ハ終始同一ナルヲ知ラレバ、小生實父杉百合之助宅なり、小生投獄後ハ妹婿小田村伊之助と申儒官、是を主リ居候、久坂玄瑞と申ものも小生ノ妹婿也、從弟久保清太郎と申もの隣家也、此三人共村塾ニテ、小生ノ志ヲ繼候也、○下略、

(安政六年九月)

(在同獄東口堀江克之助)

(三〇) 飯田、尾寺連名狀○但シ飯田執筆、

一翰呈上仕候、○中陳バ今月初旬急使ノ節、松陰先生ノ一件、大略御知遣申上候、○コニ云喧々御愁傷ヲ可レ被レ成ト奉レ察候、又先生同室中ノ頭ニ、沼崎吉五郎ト云人、至テ篤志ノ人物ニテ有レ之候、御兩親様方エノ書置井ニ小子兩人エノ書置作セシト覺ユル「諸友書」ニ似タリ、トロ上ト、別紙ノ留魂錄ト、此ノ人ニ賴置候ニ付、彼人ヨリ右ノ書錄取り集メ、沼崎ノ書○本狀亦ヲ付テ、僕ニ送ル、右彼是ト囚中ニテ、恩ニナラレシ事ニヘ、沼崎工金三兩、堀江助、堀江克之氏、堀達ノ介○達之助、長崎人、通詞、嘗テ兩人エモ、先生、生前ノ恩惠ヲ忘レザル志ヲ表シテ、金壹兩宛送申候、陳右ノ別番留魂錄ヲ元書ノマ、差送候間御一覽可レ被レ成候、一言

(在傳馬獄西奥松陰)

回白

一句涙ノ種ニ相成申候、此書ハ極々ニ同志ノ人々デナケレバ、快シテ他見ハ無用ナリ、申上度コトハ數々ニ有レ
之候ヘ共、まづ是迄ニテ閣筆仕候、頓首々々、
(擱)

(安政六年)十一月十五日認、發ス、

(二人江戸ニアリ)
飯田正伯

尾寺新之丞

○コ、ニ追啓ア
レド、省ク

(萩城下ナラン)

高杉晉作様

(松本村字清水口)

久保清太郎様

(同村字新道ナラザレバ城下)

久坂玄瑞様御直披

○コノ狀ニ據レバ、松陰處刑前、沼崎ニ託セシ兩親(實ハ父叔兄)宛狀、小子兩人
ヘノ(實ハ語ニ諸友書ニアタル)狀、留魂錄ノ都合二通一書ヲ、ソノ直後、飯田等

ガ受取リテ、高杉以下ニ送聞セシナリ、然ルニ後收資料ニ據レバ、既ニコノ原筆ハ若

シ途中ニテ喪失スルマ惧レ、同文ヲ別ニ書シ、又沼崎ニ渡シ置キタルヲ知ルベシ、

(三) 日載○掛取玉郎(前名小田村)

(明治七年五月)一十七日、午前晴、午後一時暴雨、出仕、柏木氏來訪、音羽歸京、檜了介、野邨靖(和作ノ)へ發狀、音羽曰、

奥州福島產沼崎吉五郎、舊幕時代吉田松陰同獄、後ニ豆州附三分島江流罪之節、松陰自書孫子本文、且ツ留魂錄稿本所持候由ニテ、

(○沼崎ハ今年五月頃、伊豆三宅島ヨリ放免サレテ東京ニ歸リ、豫ネテ松陰ノ委託約束ヲ果サン
シ、掛取ト會見セルナラン、尋イデ野村靖(和作)ニ見ミエ、遺書二通一篇ソノ他ヲ手交スルコ

ト後收音羽持參、爲見吳候故、沼崎江貳圓差遣シ、野頓靖江も右之段申遣ス、略(前後必看)

(三) 野村靖書翰

○東京市吉
田家藏

(レ脱(沼崎)

(ニ脱カ(權イアリ)

(前文)明治九年某月ニ、三宅島江流竄セラタル飯沼吉五郎、赦免を蒙り歸ル、時余神奈川縣令タリ、吉五郎ハ先師蔭(代脱カ)在獄中の名主なり、先師殉難之時、此留魂錄(コノ外、父叔兄及ビ諸友ニ遺シ各ヲ吉五郎ニ托シ)、曰、今余一本ヲ萩地ニ送ル、然レドモ此書或は中途ニシテ妨ゲラレ、達セザルヲ得ザルノ恐レアリ、故ニ別ニ一本ヲ製シテ、足下ニ托ス、他日若出獄の時アラバ此書ヲ長州人ニ渡シ吳ヨ、長州人ニテアレバ誰デモヨシト、後三宅島へ流罪ト成リ、之レヲ保存シテ、今赦免の身となり、歸るニ至り、余の長州人タルヲ聞き來り、之レヲ渡セリ、其義氣に可、貴、然レドモ此然諾を果さしむるハ、亦自ら先師の誠心に感格サレタルモノナリ、後に吉五郎ハ終ニ再び無賴の身となり、其終ル處を不レ知、(略)

(○本狀年月日、宛名ヲ闕ケド、明治二十四年、野村ヨリ吉田庫三ニ遣リシモノニテ、當時兩人、東京ニ住居ス、蓋シ義ノ飯田、尾寺兩名ヨリ杉家ニ送ラレタル同書、ソノ他今未發ナリ、然ルニ明治九年ニ及ビ、沼崎ヨリ再ビ野村ノ手ニ渡シ、モノヲ、二十四年ニ至リテ萩松陰神社ニ納メラレ、以テ現代ニ傳フルヲ得タルハ、洵ニ奇幸ト謂フベシ、

(四) 鮎澤伊太夫遺書

○安政六年十一月、日

(十) 去月廿七日評定所御呼出之朝、○松(詠)讀る、

(留魂錄てナシ)
身ハたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留ておかまし大和魂

(○留魂錄冒頭ニ之ヲ收メ、次ニ「十月念五日、
二十一回猛士」ト記シ、次ヨリ一ツ書トセリ、

同月晝九ツ時比、評定所より早駕籠にて返り、揚屋さや内ニ而荒繩にかゝりける間に、高聲に口吟して、別れ行ける唐哥、

今我爲國死、々不背君臣、悠々天地事、感賞在明神。(鑑照)

右ノ詩ヲ吟ズル、從容トシテ、イサギヨク、人々ニ感ジケル余リ、人々歌讀テ弔ヒケル、
天地も哀れとやみん死出のたびいさぎよけれどあめのなみだを沼崎 ○吉五郎、ナホ次ニ堀江克之助、小林良典、鮎澤自身、杉浦猶三郎ノ四首ヲ錄ス
レド略

(二) 東北に携帶の「雑錄」抄(横細小形白筆本)

本書は堅約二寸六分、横五寸五分の所謂當時の道中携帶の横帳の類で、表紙は紺青色の無題であるが、底の切口厚約三分の所に「來佳金多矢巨方王象藏」と松陰が自書してをる。乃ち之を寄せ合せると『雑錄矩方珍藏』とて、表紙に標題を明記しなくも、本書の名は既に自ら附けてゐたのが解される。

且本書の特色、内容の書始めから終りに見て、嘉永三年九州遊學の時から、該の行の日記帳外に、本書を所持し、又歸藩して次ぎの年江戸遊學より、更に東北亡命旅行に携へ、復た江戸に歸り、尋いで歸國、屏居、待罪の前後今まで、廣汎に關係する雑錄であるから、彼れの東北遊歴前後の各日記と對照して、本書(雑錄)も亦重要な記録であるのは言ふまでもない。

本文の用紙には天地、左右端に黒線を以て囲み、即ち中が空白で、全紙數が丁度六十枚あり、其内未丁の空白が三十二枚目より十五枚と、又次の二枚を書いて、三枚の空白があり、都合十八枚の餘白を残した外、猶半枚の餘白が四面ほどある。

今本書から江戸遊學日記及び東北遊日記、東征稿乃至は宮部、江幡等に關係ありと認むる分を抄録してみよう。但し一度び本論中に既收せしと覺ゆる事項に限り省略し、又雑錄の原本中、夥しく誤字や異字と、又記事の仕方に甚だ亂雜あるが、前者は姑らく(マヽ)と傍註し、異字は現行の活字を以て示し、又後者は元の行列に隨ふのは、植字の困難なるに因つて任意に按配した。但し往々文末に」の界印あるは、原本の行替はりと、各節の變りを大略判別せしめるの附號に過ぎぬ。

四
一
六

(表紙一ノ裏書)

村上 石井綱太郎

佐渡大石出役 持田道之助

(次ハ本文ノ書首メニシテ、嘗テノ鎮西遊學、ソノ他ニ就キテノ雜記ヲ六枚ニ及ベド省ク、)

名信、字、^(マ)
號、艮齋、居、駿河臺、

三

雨部月田大之助

名曾、字如川、虎溪茶奚、

古賀門

河濱之水，塘在三鹿合田，繁之，力

卷之三

三國志

會津土屋十郎

津和野市川新五郎
坂村定代大

秋月森仲太

閩山三宅諸義介

白洲純太郎

佐嘉重松基右衛門

同相良平作

同 岩 村 右 近

館林村岡銀之丞

名高補

(上欄外)九鬼長門守・攝三田

四一八

眞田信ノ守藩
佐久間修理

(中略)

熊本 内壺井本丁 宮部 鼎藏
同 同 同 稲垣雄七郎
槍 御側儒 那井上勝兵衛
槍 槍 剣士桂之助

平戸同葉山佐内
楠本定太夫
河田八之助

(上)秋元但馬守

211

(同)脇坂淡路守
館林龍野槍

素水門

(中略)

(中略)
深二寸二分、廣三寸七分、景福軒、延寶九辛酉九月日、周栢記、
右鎌倉府瑞泉寺之藏、一舛一合四勺五才、一俵米三斗六舛、麥三斗五舛、

熊本藩家老 有吉市郎兵衛 息
市左衛門

藤堂和泉守様(マコ) 山鹿流兵家 水沼久太夫
善菴ノ子、平戸ニ仕フ、朝川晉四郎
熊本、蘭學家 奥山正淑
竹岡藩 角田才次郎

四一九

上欄外、横書ニ、下ノ二人ヲ書ク、)

庚子遊草、水戸、仙臺、會津、米澤、

松平能登守様(マ、)

若山莊吉

熊(本)藩

永鳥三平

末松孫太郎

長山十兵衛

久留米

藤堂勘解由

大城太郎左衛門

弘量

村上守太郎馬淵

刺殺ス、

佐藤貢フ

花田源左衛門

小林虎三郎

川嶋銳二郎

大野忠平治

横山湖山

安井忠平

十河彈次

佐藤捨藏

北山安世

近藤正藏

鳥井新三郎

松嶋正藏

木野留之進

堀田攝津守

仙臺ノ家臣

茂庭周防

熊本、從士頭
三 藏
仙 臺

松平隱岐守様内、源氏古流、俗曰「長足」

大城太郎左衛門

村上守太郎馬淵

佐藤貢フ

花田源左衛門

小林虎三郎

川嶋銳二郎

大野忠平治

横山湖山

安井忠平

十河彈次

佐藤捨藏

北山安世

近藤正藏

鳥井新三郎

松嶋正藏

木野留之進

堀田攝津守

仙臺ノ家臣

茂庭周防

(中略)

一萬五千石

(中略)

一萬五千石

蝦夷地爭亂ノ節、二百五十人不足ノ兵ヲ卒シテ出張、軍ニ依テハ茂庭ヲ加勢津ニ賴マルベキ由ノ處、茂庭二千五百人ヲ卒シテ出迎フ、

(中略)

津輕越中守儀ハ代々南部大膳大夫被官之筋ニ有レ之候處、當越中守儀追々昇進被仰付、被任侍從、南部吉次郎儀ハ越中守次座ニ相成候と、子大膳大夫爵憤ニ存候より病發いたし被死去之候段、不取留儀承及、當時仕官之身ニは無レ之候得共、父祖累代之忠志を存じ、越中守歸城之道江罷出、右之利害申含致ニ屈服、致ニ隠居之候得ば、其儘左も無レ之候得ば以ニ鐵砲一打留可レ申段、本意ハ不レ遂候へ共、不レ恐ニ公儀ニ致方、不届至極ニ付、青

木下野守殿御差圖ニ依而行獄門者也、
(上欄外ニトアリ、)
 姪深、

原名、下斗弟秀之進
(米)

相馬大作
 關良助

嘉永四年ヨリ、前三十年之事ナリ、」

會津公、房州御預地二萬五千石、

(中略)

(中略)
 蝦夷ヲ開キシ人、(以上、朱書割注)

高田屋喜兵衛、
(嘉)

細川の細き流も堀平太、上がすんだで下へゑい水、(コノ狂歌、朱書)

山下主馬(上欄外)、云者ノ所、淺草ノヒロ小路、火ノミノ下、

(中略)

齋藤(彌五郎ナラシ)門

竹田作九郎

松前

尾見雄藏

箱館エサシ

飯田隼太

秋田三ノ九住

濱江内膳

佐倉東雄、國學
久良者、大澤内藏隱居所、

竹田作九郎

日野三九郎

佐藤三郎左衛門

市嶋徳次郎

熊坂右衛門

日野三九郎

佐藤三郎左衛門

市嶋徳次郎

天料、伊達郡

新潟

中村馬場

新潟水原

水戸、大番頭

郡宰

水戸(マ)

武田彦九郎

吉成又右衛門

河瀬七郎右衛門

桑原幾太郎

(中略)

松前奥鹽之利、歲率二十萬金、上ノ御手取六七萬兩、

松前之兵士五百餘人、商賈三萬口、東自ニエトロフ北、至ニカラフト周圍八百里、

(コノニ原本、豎ノ直
線ヲ以テ區割ス、)

常陸帶、下卷、

弘道館ヲ建玉フ「、朝廷ヲ尊ビ、幕府ヲ敬ヒ玉フ「、夷狄ノ禍ヲ慮リ玉フ「、附大砲ヲ鑄サセ玉フ「、神社ヲ尊崇シ玉フ「、付破戒ノ僧徒ヲ沙汰シ、佛寺ヲ滅ジ玉フ「、御床几廻リ百人ヲ設ケ玉フ「、付寒暑風雨ニ御身ヲ習シ給ふ「、諸書ヲ著述シテ、後ニ傳ヘ玉フ「、經界ヲ正シ玉フ「、付載祿ヲ平クニシ玉フ「、

(後文、原本次ノ)

青山延子、會澤安爲小姓頭。

雲霧ヲ科戸ノ風ニハラハセテ高天原ノ月ゾサヤケキ。

山野邊兵部、介川ニ置ル。

(中略)

水海道 山田三郎

帆立貝ノ「、十一月廿五日ノ書廣田幸二郎」

水府歴代謚號、威義肅成良文武哀、

(コノ次ニ、青山量太郎以下、菊池鐵五郎マテノ十
三名ノ外、ナホ上欄ニ野口源七ヲ記スレド略ス)

(上欄) 水戸老公、廣文亭、世ヲ捨テ、山ニ居ル人山ニテモ、尙ウキ時ハコ、ヲ訪テヨ。」

(中略)

弘道館中ヘ鹿嶋ノ社、御立被遊トテ、御碑石ニ、行末モフミナタガヘズ蜻嶋、^(マ)大和ノ道ゾ要ナリケル、

(中略)

弘道館ノ歌、水府老公、

吾國ノソトモノ國ノソト迄モ、匂ヒ傳ヘヨ梅ノ花ゾノ、(コノ一首ハ、上欄)

文好ム木下陰ニ息テ、共^(ニ脱カ)語ン武夫ノ道、

弘道館、館前千樹梅、清香馥郁十分開、好し文豈謂無威武、雪裡先占天下魁、

牛込

松平孫五郎

松平力之助

江幡春菴^(マ)(江幡五郎)岩木江奈^(名)演

名主

佐藤十三郎

郡奉行

松崎市藏

玉山講義、附錄、三冊、玉講附錄トモ云、會津風土記、三子伊洛傳心錄、二程治教錄、

塔寺八幡寶物、義家公大鏡、同橫笛、天禧年中奉納面四ツ、

(喜) (但シ原本半)
(コ、ニ原本、堅ノ直)

(上欄) ヨウシツ、會澤、今候ヨリ四代前恭定靈神ノ時、長沼流ノ兵家黒河内十夫用ラル、是長沼流ノ興ル

所以也、此時ノ御家老田中三郎平ト云、(但シ原本半)
(枚終り)

(中略)

993
36

19 年 8 月 17 日 150

月光
皮覓
二之
行

終